

---

出席議員(18名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	平間春雄	君
会計管理者	松崎守	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	佐藤富男	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	駒板公一	君
子ども家庭課長	永井裕	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君

商工観光課長	小池洋一	君
都市建設課長	加藤秀典	君
上下水道課長	平間広道	君
槻木事務所長	馬場敏雄	君
危機管理監	小玉敏	君
地域再生対策監	小笠原幸一	君
公共工事検査監	鎌田和夫	君
税収納対策監	伊藤良昭	君
災害復興対策監	畑山義彦	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	笠松洋二	君
生涯学習課長	相原健一	君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 幹	中村洋恵

---

議 事 日 程 (第2号)

平成25年9月3日(火曜日) 午前9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

- (1) 水戸義裕 議員
- (2) 佐々木裕子 議員
- (3) 秋本好則 議員
- (4) 広沢真 議員
- (5) 佐々木守 議員
- (6) 白内恵美子 議員

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において7番佐々木裕子さん、8番高橋たい子さんを指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

13番水戸義裕君、直ちに質問席において質問してください。

〔13番 水戸義裕君 登壇〕

○13番（水戸義裕君） おはようございます。13番水戸義裕です。大綱2点お伺いいたします。

#### 1. 森林資産の整備と活用は。

我が国の森林の面積は約2,500万ヘクタールあり、そのうち約1,300万ヘクタールが天然林、1,000万ヘクタールが人工林、残りが無立木地、竹林などで、国土の約7割を占めています。先進国ではフィンランド、スウェーデンに次いで第3位と、森林大国であります。

日本はよく資源のない国と言われていますが、森林資源については乏しいわけではなく、使われずにいるというのが現状で、年間伐採量はわずか0.53%です。ここ数年、国産材の需要がふえているようですが、それでも輸入材の利用は国内利用の7割にもなっています。森林面積はふえないが、森林蓄積、いわゆる木がたまっていくということで、森林資源の量では増加の一途です。そこで、本町の山林、町有林について伺います。

1) 町有林等町内山林の整備状況は。

2) 計画的な間伐、そして皆伐、植林、これが山を育てる基本だと思いますが、町有林の運営管理と計画を含め、新しい山づくりの今後について町の考えをお聞きいたします。

3) 酸素の供給、CO<sub>2</sub>削減等、地球温暖化防止と維持保全等への環境確保、燃料としてのエネルギー源、水源の確保等々、森林資産の活用はもっと生かされるべきではないか。そして、観光振興の関連については、森林浴、自然体験、バードウォッチング、そして本町でも実施している里山ハイキングなど、都市部からの集客潜在能力を備えているのではと思います。また、森林整備がもたらす地域活性化、知名度向上策の近道にもなるのではないかと思います。町としてどう考えているのか、お聞きします。

大綱2点、**再生可能エネルギーの整備**を。

公共施設における太陽光発電の普及についてお聞きします。

一昨年の3月11日に発生した東日本大震災において停電と水補給の停止などを経験したことから、町、各行政区では新たな対応策に追われることになりました。しかし、再生可能エネルギー、太陽光発電を備えるところまでは至っていません。震災後、被災3県ではメガソーラー設置の情報が新聞紙上にぎわせました。県でも、県所有の空き地を活用したメガソーラーが設置されることは記憶に新しいところです。本町でも、新築された槻木中学校に太陽光発電が設置されました。

こうした再生可能エネルギーを積極的に設置することは、大いに評価するところであります。そこで、お聞きします。

1) 町の公共施設に再生可能エネルギー設置を進めていってはどうか。

2) 行政として町内へ普及促進することも必要なのではないかと思うが、町の考えをお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員から、大綱2点ございました。

まず、1点目、森林資産の整備と活用ということで3点ほどございます。

1点目、柴田町の町有林を含む民有林面積は1,853ヘクタールで、町の面積5,398ヘクタールに対する森林比率は35.0%になります。このうち天然林が761ヘクタール、人工林が1,028ヘクタール、残りの64ヘクタールは竹林及び無立木地で、人工林率は55.5%となっています。人工林率は、県平均54.0%と比べ1.5ポイント高い数値となっています。町有林は面積が147ヘクタ

ール、うち人工林が129ヘクタールで、人工林率は88.0%となっています。

平成24年度の町有林の整備実績では、単層林の下刈りが0.91ヘクタール、除間伐が1.81ヘクタール、枝打ちが1.81ヘクタールとなっております。このほか、美しい森林づくり基盤整備交付金事業により間伐を5.93ヘクタール実施し、町有林の全整備面積は10.46ヘクタールとなっています。

2点目、町有林の運営管理については、年次事業計画に基づき下刈り、除伐、枝打ち、間伐等を実施し、適正な森林整備を行っていくとともに、森林整備を着実かつ合理的に推進していくために、その基盤である林道、作業道等についても適正な維持管理に努めていきます。また、森林資源の循環的な利用の促進、水源の涵養や山地災害の防止等の公益的機能の確保にも努めていきます。なお、町有林の積極的な活用として、森林整備加速化・林業再生事業により、町有林の杉を利用して柴田町観光物産交流館「さくらの里」の整備を行いました。また、今年度は（仮称）船迫こどもセンターも同様の整備を行っていきたいと考えております。

今後の全体的な山づくりの面では、国産材の利用促進や森林資源の多面的利活用の取り組みが必要であると考えております。

3点目、森林資産の活用面では、都市住民が豊かで美しい自然空間の中で「安らぎ」などを求めるニーズが強まっていることから、都市と農村の交流を基軸に森林資源の活用を促進していく必要があると考えております。具体的には、里山ハイキングモデルコースや町民いこいの森などを活用し、ハイキング、自然体験、健康づくりなどの事業を関係各課と連携して推進していきます。また、地域活性化の面からは、槻木北部丘陵地に整備した里山ハイキングモデルコースと集落の農産物直売所、農村レストランとの連携、町民いこいの森と太陽の村との連携強化を図ってまいります。

大綱2点目、再生可能エネルギー関係でございます。2点ございました。

1点目、町有施設の3カ所に太陽光発電設備の導入を計画しております。この事業は、宮城県環境基本計画に基づき再生可能エネルギー等導入補助金を受けて実施するものでございます。今年度は導入の準備として現地調査と実施設計を行い、来年度はこの町有施設3カ所に太陽光パネル発電装置と蓄電池の設置工事を行い、通常時は照明やパソコン等の電源として使用し、余剰電力は蓄電池に充電して非常時に使用できるようにします。太陽光発電設備を設置する施設選定は、防災拠点となる庁舎と避難所となる太陽の村、地域福祉センターの3施設への導入を考えております。

2点目、本町においては、東日本大震災やその後の大きな余震で町内全域が停電となり、多

くの町民の皆さんが大変ご苦勞なされたことも十分承知しております。太陽光発電システムの補助制度は、国の事業として経済産業省所管による「住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業」があり、一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センターが募集を行っております。また、宮城県では環境衛生部環境政策課所管による「住宅用太陽光発電普及促進事業」があり、公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワークが申請窓口となっています。このほか独自の補助事業を行っている市町村が県内では7市8町1村あり、宮城県のホームページで紹介されております。

本町といたしましては、まず避難施設への整備を急ぐとともに、町民の方々への対策といたしましては、国、県の事業を活用していただくよう町広報紙やホームページによりなお一層の周知を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 水戸義裕君、再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） 山林が35%ですかね。それで、そのうちの町有林が760ヘクタールかなということですが、要はその山の手入れなんですけれども、やはり木は5年、10年で使い物にならないという意味からいくと、管理のための手入れというのが結構かかると思うんですが、大体今その木を育てるためのいわゆる山の下刈りとか、そういうのは年にどれくらい実施されているのか、お聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 町有林関係なんですけれども、保育ということで管理なんですけれども、段階的に言うと、植林をして二、三年ということで、10年までの間に下刈りとか除伐を行っています。それから、15年を過ぎれば枝打ち、間伐をやっております。そして、50年くらいが伐採の理想の時期ということでやっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） それで、現在町有林で今答弁であったように観光物産館、それからことしこどもセンターということなんですけど、そういった使える材木というのは大体何ヘクタールか何本かというどちらかでもいいんですが、そういうのはどれくらいあるんでしょうかね。それをお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 町有林の伐採で観光物産交流館で3.19ヘクタール、（仮称）船迫こどもセンターで5.19ヘクタールを伐採しましたけれども、町有林の面積147ヘクタールのう

ち、この辺が伐採しているんですけれども、あとは保育状況によりますので、今すぐ使えるという部分についてはちょっと把握していないんですけれども、残りが町有林の面積ということになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○13番（水戸義裕君） 使える木材が正確にはつかんでいないようですが、そういうことになると手入れというのはただ年々地域というか、地区を決めて枝打ちとか下刈りとかというのは年にやはり何ヘクタールというふうな予定を決めてやっているのかなというふうに思うんですけれども、長期総合計画の中でも平成25年度からでも下刈り、除伐、枝打ち、間伐ということで、25年、28年までで2,000万円ほどかけて総事業費ということでやるんですが、年間にどれぐらいの面積ずつやっていかないとこの面積は達成できるのかということ、年にどこを切るというよりも、何ヘクタールずつやる予定になっているかということですね。それをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 保育の関係で年次計画なんですけれども、仙南中央森林組合と協議しながら、そちらのほうでほとんど町有林の管理をしていますので、そういう状況の中で今やっているのは3年間ごとに今回の場合は平成24年から26年ということで、例えば26年今度計画しているのは、下刈りについては入間田の幡條というところを0.91ヘクタール、除伐を入間田二五田と四日市場の丸山を6.52ヘクタール、それから植林について鳥屋下を0.35ヘクタールというような計画は一応持っています。今回こどもセンターのこともありましたので、植林については今回伐採した箇所なんかも植林になりますが、一応3年間ごとにローリングしながら計画をしております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○13番（水戸義裕君） すると、いわゆる作業は森林組合、これにいわゆる民間のそういう林業の会社とかということが入っているということはないんでしょうか。森林組合だけなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 町有林に関しては仙南中央森林組合のみとなっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） 町有林、先ほど物産館は杉を使ってということですが、町有林の木の種類ですね。杉だけではないと思うんですが、ヒノキとかもあると思うんですが、将来使える材

料ということで植林はすると思うんですが、そういった意味で何種類ぐらいのその木の種類が町有林に植わっているんですか。それをお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 主なものは、杉、ヒノキ、アカマツです。杉については平成25年の3月末現在、立木の推定蓄積量としては2万2,475立米、ヒノキに関しては1,660立米、アカマツについては1万3,898立米になっています。その他としては、カラマツ、キリ、クヌギ、その他広葉樹というようなところが主な樹種というんですか、木の種類でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） ちょっと今杉が多いということで杉に関してなんですが、樹齡がどのぐらいの杉かというのはともかくとして、今環境ということになるとちょっとこれ話があれですけども、花粉症の方が世の中には結構いまして、その杉の花粉ということになると、杉も花粉が余り出ない種類の杉が開発されているということで、そのような木は植わっているんですかね。ちょっとそれだけ。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 町有林については植えていないんですけれども、前に議会のほうでも一般質問がありまして、その中でも花粉にならない杉ということで、これについては今度（仮称）船迫こどもセンターで伐採しましたけれども、その植林の際にそういうところを使うというような検討はしていきたいというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） 急に植えたから花粉症がどうのこうのという話ではないんですが、ちょっと自分も花粉症なものですからちょっとお聞きしました。

それで、ことしはこどもセンターに使うと。町有林ですね。それから、今後どんな、いわゆる町有林のいわゆる地元産材を使って公共建築をするということでの計画としてはあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 事業としては、森林整備加速化・林業再生事業ということで、交流物産館、それからこどもセンターもそのような形なんですけれども、ことし県のほうでまだ基金のほうでお金が余っているということで、そういうことでは手挙げしているんですけれども、これからその部分では使いたいと思っているんですけれども、その後についてはやはり町有林についてはその伐採する場合は木造の公共施設、そういう関係に使っていきなという

ふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○13番（水戸義裕君） ということは、具体的にそのいわゆる建物自体が町の政策というか、そういうことで建てるということなので、その木を切ってつくります、どうのしますと言ったって、その建てる計画がない限りはそれはできないということでしょうけれども、わかりました。

それで、木を切って植林をしているということですが、当然子供たち、この前はたしか小学生を使って植林やったと思うんですが、そのときの子供たちの反応というのはどんなものだったのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 正直なところ、私もその現場に立ち会っていなかったものですから、正直なところ反応はわからないんですけども、やはり子供たち、小学生、柴田小学校の4・5年生、5・6年生ですかね。そういう高学年の小学生の方々だとは思うんですけども、そういう機会ではその地元で森林するということが有効な機会だったというふうには捉えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） ぜひですね、ぜひというか、やはり子供たちにもそういう体験をしてもらったら、やはりそういう山は大事なんだと、木も育てなくちゃいけないんだというふうな意識を持ってもらえば、これにまさる教育はないんだろうというふうに思います。そういった意味で、今後も伐採して建築するために伐採したために植林でそのたびにということじゃなくて、機会あるごとにそういったことを時間を持ってもらえればいいのかというふうに思います。

それで、今のところどうなんでしょうか。その実際伐採した面積としてそんな大きいわけじゃないので、これによつてのその雨水ですね。今全国的にというか、ゲリラ豪雨ということなんですけど、去年も木を切り過ぎたために崖が崩れたとか何とかということでも一時話になりましたが、そういった関係で伐採したためにどうも水が出てくるんじゃないかというようなことはないですよ。ということでお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 前回の議会にも一般質問であったんですけども、根形の7ヘクタールの伐採、これについてはちょっと心配しているところがあります。まだいろいろ森林所有

者とお話ししながら今進めているところなんですけれども、そういうところはありません。町有林については山の中で林道、それからそういう雨水が流れるところの堀がありますので、そこについては心配していないんですけれども、今のところはそういうところではあります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） 国では公共建築木材利用促進法ですか、あれが施行されて、柴田町は結構早い段階でそれに手を挙げたというか、策定したというふうに聞いていますが、それによってのいわゆるそういうことから公共建築物ということで物産館とかこどもセンターもつくるのかなというふうに思っているんですが、どれだけ有利な国からの補助というか、有利というか、補助があるのか、わかれば教えていただきたい。お聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 基本方針を町のほうでつくっておりますけれども、今回森林整備加速化・林業再生事業で2分の1の補助、備品関係を除くんですけれども、そういうことで2分の1の補助でこういう木造建築ができたということで、かなり有利な補助事業と思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） 具体的にどれぐらいというのはわからないということで、それで伐採したときには当然木を運び出さなくちゃならないということで、林道の整備ですね。毎年決算報告にも林道の草刈りというのが上がっています。この総合計画の中でも当然林道ということは出てくるんですが、この林道の整備は年間何日でどれぐらいの量をやっているのか。それがいわゆる計画的にことしはここ、来年はここというふうに、そういうふうな形でやっているんだと思うんですが、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 林道については路線数が8路線ありまして、延長が1万5,063メートルです。平成24年度に実施した林道整備では、1つは林道上野線連絡農道巡回清掃というような事業をやっています。それから、林道草刈りですね。それからこれは特別なんですけれども、緊急雇用創出事業によりまして24年度は林道等保全事業業務委託ということで、町内全地区の林道等について草刈り、それから清掃、そういう事業をやっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○13番（水戸義裕君） その林道ということでは、その前に例えば林道というよりも町有林は一般に開放しているというか、自由に出入りできる状況になっているかどうか、その辺。たしか

前に委員会で行ったときにはちゃんと門というか、仕切りがあってそこから入るといふうなことだったんですが、町有林は自由に出入りできる状況になっているのか、それとも境があるということなんでしょうか。その辺お聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 一部鎖を張って入れないところがありますが、あとはほとんど入れるようなところになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○13番（水戸義裕君） そうなんですか。それで、例えばですね、例えばということでもないんですけども、北海道の美瑛町では入林の心得ということで山に入る際には火器の使用に注意とか、それからごみの不法投棄ということでやっているんですが、町ではこの山に入林というか、入山というか、どちらでもいいんですが、こういうときに届け出をすとか、そういったことに入るのか、それとも全くもう自由に入るのかということをお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 入山の届け出はありません。一部鎖のかかっているところは車は入れないものですから、そういうところは入れないんですけども、柴田町の森林の場合、里山と奥山があるとすれば里山のところですので、里山ハイキングで使っているとおり、厳密な管理はしてありません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） そうなんですか。一度町有林には入ったことがあるんですが、そのときはいわゆる鎖を解いて入ったものですから、それで林道というよりもいわゆる木を取り出すための作業道ということでは、林道だけじゃなくて山の中のその木を切ったときの運び出す作業道、これというのはできているのか、それとも木を切ったときにその作業道をつくるというふうなのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 主なところは林道はできております。主要なところはですね。ただ、伐採するところで今回もあったんですけども一部村田に近いところ、入間田のですね。そちらのほうはその伐採するときに道路を拡幅しながら、少し整備をしながら伐採したところの箇所はありました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） しっかりとその作業道はいわゆる管理されているというか、通りっぱな

しということなのか、管理されているのかということではどうなのでしょう。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 一応の管理はされていると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○13番（水戸義裕君） こういう森林認証ということで認証林ということでお聞きしたいと思うんですが、F S C森林認証という制度があるようなんですが、町の町有林はその認証林ということではそういうことでは入っているというふうなことでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 森林認証についてちょっと詳しいことはわかっていないんですけれども、多分入っていないんじゃないかなと思っているんですけれども。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） F S C森林認証って、責任ある森林管理を認証する認証というふうなことで、これがここで切り出された木にそのF S Cのロゴマークがつけられて、環境意識とその木にアピールできると。どこ産のということやっていると、ただ、無料ではないらしいんですけれどもね。年間何ぼという何か加入料というか、あるんですけれども、この辺のことを今後環境を考えて町も町有林を所有しているということではいいんじゃないかなというふうになんて調べているうちに出てきたものなんです、それについて今後検討していったらどうなのかなというふうに思いましたので、調べていただいてということでその辺ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 町有林ではその認証を受けていないんですけれども、坂元さんであるのかどうか。坂元植林さんですね。ちょっとわからないんですけれども、町のほうとしてはそういう環境的な部分で大切な要素の一つではあるんだと思うんですけれども、現実的にはカーボンニュートラルという考えのもとに、その化石燃料じゃなくて木を伐採してそこに植林をすることが大切なので、そういう面での造林、植林というんですか、そういうところで環境に役立てていきたいとそういうふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） わかりました。それで、先ほど作業道のことについて聞いたんですが、町では里山ハイキングコースとかいうことでやっているんですが、この町有林の一部を行った

作業道全部とはもちろん無理なのかなと思うんですが、ここに例えばの話、桜を植えて桜のトンネルロードにするとかというような考えというのはないでしょうかというか、いわゆる里山の話題性というか、あそこの里山ハイキングコースに行くと桜が見られるんだといったことで、観光にも寄与するんじゃないかというふうに思ったんですが、その辺についてどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 里山ハイキングで林道を利用して桜の植栽ということなんですけれども、一つにはいいと思うんですけれども、山にあるのは意外とヤマザクラでぽつんとふだんのソメイヨシノが終わったところに見事に咲いているのもなかなか景観的にはいいものですから、そんなところでもいいのかなというふうには考えているんですけれども。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） その程度と言ったらあれですが、以前行政視察で吉野町に行って視察してきたんですが、あそこは全部ほとんどがヤマザクラということで、いわゆる山の斜面一面に桜の木、一部もいいんですが、いわゆるトンネル、桜ロードというのもいいのかなというふうに思いましたのでお聞きいたしました。今後それらも含めていわゆる里山も歩くことが一番なんですが、そういうことでは話題性のあることでは桜の木を植えるというようなことでも考えていただければ、なお一層この里山ということで本町に訪れる人が多くなり、そしてそれが農産物の購入といったことに好循環になるんじゃないかなというふうに思いましたのでお聞きしました。ありがとうございます。

それでは、次に、再生エネルギーについてお聞きしたいと思います。

再生エネルギーと一口に言っても、今回は太陽光ということで私はお聞きしているつもりですが、本当にいろいろありますのですけれどもね。最近ではシェールガスとかということで、そういうエネルギー革命もかなりなってきたということですが、槻木中学校の太陽光発電にはたしかバッテリー、いわゆる蓄電池はなかったんですよね。ということで確認の意味でちょっとお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） ご質問のとおり、バッテリーの設置はしてございません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） やはり要は日が照っている間は電気が生まれて、夜になればそれがなく

なるというか、すぐになくなるかどうかはあれですけども、バッテリーはやはり装備していくことが本当のエネルギーとして活用できる幅が広がるんじゃないかと思うんですが、ちょっとどうなんでしょうか。これ、たしか途中と言ったら変ですけども、建設途中で太陽光発電をということで話をたしか聞いたんですが、今後いわゆる町内の学校にそういった意味では太陽光発電パネルと、それからバッテリーとセットでやるといったようなことを考えてはいないでしょうか、お聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答えします。

槻木中学校の建設につきましては、当初は環境学習というものの一端を担うということで、そういう目的で設置するという設計で取り組んだものでありまして、であります。3.11の東日本大震災を経験した後は、やはり町民の避難所にもなり得る学校施設としましても、そういう供給できるバッテリーの設備が必要じゃないかということは検討させていただきました。ただ、やはり費用面で2,000万ほどかかるという試算になりましたので、槻木中学校についてはその建設を優先をさせまして、完成を優先させましたのでバッテリーの設置はまずは一旦保留にしているということです。

ご質問のこれからの学校、小学校、中学校の校舎建設に当たってそういう考えがあるのかというご質問であったかと思いますが、それについては当然やはり検討していくという課題の一つには捉えているところであります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○13番（水戸義裕君） バッテリーが今何千万といった値段ということなんです、要はどこまでを目標にしたためにバッテリーの値段がそこまで上がったのかということで、お聞きしたいと思うんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） そうですね、太陽光は議員ご承知のとおり太陽が照っているときにパネルで発電をしまして、発電はずっとしているんですけども、それを貯蔵するという仕組みがないと、それは使うことができないということなんです。ですから、時間的には一部全ての校舎のものを使うというふうになれば数時間でその容量は消滅するんですけども、そういうことでは多少非常用の放送設備とか、また、コンセント等が使えるような容量ということで、それはそういうことで考えたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） 例えばですが、これ一般家庭用のバッテリーということでは、バックアップする時間が3時間、6時間といった程度のものでいくと、3時間のものですと約46万ぐらい、6時間のもので71万ぐらいということで、要はどこまでをその太陽光で得た電力をどこまで使うかという目的によってやはりその辺が違ってくるだろうと。校舎自体につくのと、例えば体育館に避難所になったときのことを考えてのバッテリーの容量というのではおのずと違ってくるだろうと思うんです。例えば学校の実験とか、それからいわゆる待機電力ですか。そういったものを賄う程度であれば、そんな高いものにはならないんじゃないかと思うんですが、その辺も検討したのかどうか、お聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 私の説明がちょっと足りなかったようで申しわけございません。この2,000万という積算の中には、当初槻木中学校では蓄電をするという計画がございませんでしたので、つまり回路を新設するとか、あとは交流電源に変換するとか、そういうものも含めた内容での試算というふうになっておりますので、バッテリーの単体だけの金額ではないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） 県もメガソーラーということで、白石のところですか。それから名取などにもつくるということで新聞発表もありましたけれども、町としては、町としてメガソーラーをつくれという話ではないんですが、仮にそういったような話が、仮にあったという話ではないんですけれども、メガソーラーということではどのように今町として今回の3.11を経験して太陽光ということではどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 今のメガソーラーという話がありました。今、例えば七ヶ宿であれば放牧地跡地にメガソーラーを設置するとか、また、沿岸の被災地では広大な浸水したようなエリアについてのメガソーラーの設置であるとか、あと仙台市であれば産業廃棄物の埋め立て最終処分場跡地にとかということで、いろんな話が確かにあります。今のメガソーラーの状況を見ますと、一般的なパネルの寿命、おおむね20年という寿命が出ております。それは新聞の記事からの解釈なんです、大体土地の借用ということのよく期間が出ております。それも賃貸20年ということが出ているということがありますので、例えば20年というようなよく契約状況を見ますと、パネルの寿命も20年なので、それらを見据えた形で一応事業を計画されているのかというふうに思っております。町としては、非常に広大な面積が必要となりますの

で、現時点ではメガソーラーの検討には至っていない状況であります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○13番（水戸義裕君） メガソーラーをやるにはかなりの面積が必要なので、本町ではそれをやるだけの面積の1カ所にはないということでは当然できないだろうというふうに、農地なんか今耕作放棄地にパネルを設置するといった話が結構あちこちで出ています。

先ほど庁舎と太陽の村とか、3カ所で計画しているということなんです、そういった意味では今後その3カ所終わってからのことなんです、今後もしわゆるこの太陽光発電をどこかにというか、進めていくという計画はあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今後計画を進めています防災の拠点施設というようなところでの位置づけの中で太陽光を計画は進めさせていただきたいと思っていました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○13番（水戸義裕君） ふだんは、ふだんというか、一般家庭では例えば待機電力分を賄えばそれでもいいのかなというふうに私も考えますが、災害があったときということでは避難所といったことが当然出てくるんですが、そういった意味で例えば1次避難所になる各地区の集会所ですね。こういった集会所などに太陽光パネルを設置を促進していくといったような考えはないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

集会所、40カ所ほどございますけれども、多額のお金がかかります。それから、先ほど議員さんのほうからもご説明ありましたとおり、蓄電池、大体七、八十万、100万ぐらいするものですから、それを考えますとちょっと今のところ手を出せないかなということで、先ほど庁舎のほかの3カ所ということで、太陽の村、地域福祉センターと3カ所に関しましては蓄電池をそれぞれ備えてありますので、ある程度の対応はできるかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） 便利なものは当然安くはないただではないということでは、当然費用が発生するわけですが、以前、以前というか、CO<sub>2</sub>削減ということでは柴田町としてはこの辺のCO<sub>2</sub>削減にどれぐらい寄与するというか、そういった計画というのはありましたでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） CO<sub>2</sub>の削減ということで平成23年度から取り組んでおりますのが、みやぎ環境税ということで県で導入をしております。それで、西船迫にあります歴史公園ですね。これもCO<sub>2</sub>の削減というようなことで取り組ませていただいております。また、先ほど財政課長がお答え申し上げましたとおり、25年度、26年度で取り組みますこの役場庁舎、または太陽の村、地域福祉センター、これらに太陽光パネルをつけるというのも、これもCO<sub>2</sub>の削減効果であります。または、今まちづくり政策課で行っておりますLED化、防犯灯のLED化、これもCO<sub>2</sub>の削減というようなことで取り組んでいるという状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） 今、財政課長の話から、当然一気にはもちろんできないわけですが、そういった意味では意識づけということですかね。そして、再生可能エネルギーをどんどん普及していく、促進していくといった立場から、立場からでなくて、そういった意味のことでそういう地区の集会所に設置していくといったことをやっていってもいいんじゃないかと。そして、当然もう一回3.11のときのような災害が来るとは言われているんですが、それはまだいつかはわかりませんが、そういったようなことで今どんどんいわゆるクリーンエネルギーとして導入の促進を進めている自治体が結構あったり、個人宅では今現在約100万戸がもう設置しているということでもあります。そういった意味で、県の環境税、あれの利用ということではその環境税のことはちょっとあれですけれども、環境税のことについてお聞きしたいと思うんですが、これはそういった太陽光発電とか再生エネルギーには県からの補助ということでは使えるのかどうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 今の環境税が太陽光の設置されている各家庭にも補助に使えるかということではありますが、これの事業については今宮城県が環境税を使用いたしまして、現在環境税の中から3億円の予算を計上いたしまして対応しております。したがって、今市町村がその環境税を使って太陽光のパネルを設置する家庭に補助するというメニューにはなってございません。これは県がみずから実施するというふうな内容であります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） はい、わかりました。今全国的にそういった意味では再生可能というよりも太陽光発電が結構な普及になっていると。そして、この夏は原発が2基ですか、今稼働さ

れているのが。去年は随分その原発がとまったために節電、節電と電力会社が盛んに訴えたわけですが、ことしの夏はそういった中でも一回もその節電を訴えるようなテレビコマーシャルとかニュースも見なかったということで、その分いわゆる再生可能エネルギーと言われる太陽光発電が普及してきたからだろうというふうに思うんですね。そういった意味では、原発のあり方もやはり考えていくのも一つの方法かなというふうに思っています。

以前、風力発電ということで町の姿勢を私は質問したことがありますが、現実的に無理なのはどうしようもないんですが、できるだけそういったことで環境のためにとということで方法を町として行政としてとっていただきたいというふうに思います。それらも含めまして、私の質問をこれで終わります。

○議長（加藤克明君） これにて13番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、7番佐々木裕子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔7番 佐々木裕子君 登壇〕

○7番（佐々木裕子君） 7番佐々木裕子です。

大綱1問、**町内中学校の部活動遠征等にかかる移手段について**、質問いたします。

ことしの夏、甲子園県予選で、地元柴田高校野球部が並みいる強豪校を相手にすばらしい戦いを演じ、準優勝に輝きました。広く町に対し、若人のはつらつとした元気と挑戦し続ける勇気を与えてくれたことは記憶に新しいところです。高等学校のみならず、町内の中学校でも活発な活動が展開されており、さらなる躍進を期待するものです。

現在の「新学習指導要領・生きる力」において、中学校の部活動は学校の課外活動の一環として学校管理下の活動になりました。学校管理下であるとの認識の上に立てば、大会や練習試合等で遠方会場への選手移動が必要な場合、生徒の安全確保を考えれば、営業車や公用車がベターと考えます。

練習試合等の際には公共交通機関を利用しての移動が原則とは思いますが、しかし公共交通機関の不便な会場に向かうこともあるため、生徒の保護者が所有する自家用車で乗り合わせによる送迎が多々あります。その中で事故が発生した場合の責任の所在や補償等について明確な説明もないまま、やむなく送迎が行われている現状であるようです。

近年、保護者の送迎中における事故が各地で多発しております。平成20年3月には、山形県の庄内で生徒を送迎中に保護者の運転する自動車が死亡事故に遭うばかりか、本年7月には、近隣自治体の高校に通う部員2名を乗せた保護者の自動車が一時停止無視の車に衝突され、重軽傷3名を出す事故も発生しています。

柴田町においても、町所有のバス運行の拡充や遠征時の公共交通機関の原則利用、保護者の送迎が必要な場合のガイドライン策定が急務と思われます。将来を担う子供たちのためにも環境整備と教育配慮、並びに改善を図ることが必要であると考えます。町の考えをお伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 佐々木裕子議員、大綱1問、町内中学校の部活動遠征等に係る移動手段について、お答えします。

中学校の部活動につきましては、議員ご指摘のとおり平成20年1月の中央教育審議会答申において、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育の一環としてこれまで中学校・高等学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として学習指導要領に記載することが必要である」との指摘により、平成20年3月の中学校学習指導要領の総則に記載されているところでございます。

本町における生徒の試合会場等への移動手段についてですが、郡中体連等の大会については各学校にバス等の借り上げ費用の予算を措置しておりますので、借り上げバスにて生徒を送迎しております。また、練習試合等の遠征については、各中学校及び部により異なりますが、年間10回から20回程度であり、遠征先のほとんどは大河原教育事務所管内であることから、多くの場合、生徒を会場に現地集合、現地解散としております。なお、練習試合等の遠征先が公共交通機関の接続が悪いところでは、生徒の保護者が自家用車を使用して生徒を送迎するケースが多く見られるのが現状です。

ご質問の町所有バス運行の拡充につきましては、町所有バスの台数は3台、その内訳は柴田児童館の送迎用とした幼児専用車と29人乗りの小型バス、38人乗りの中型バスの計3台です。小型・中型バスの運行状況は、町が主催する事業の送迎用を中心として土日、祝日を含めて平成24年度実績では年間240回運行しておりますので、これに加えて町内3中学校の部活動遠征時の送迎支援として町有バスを運行拡充することは、現行車両台数と運転者の確保の点からしても対応が難しいのではないかと考えております。また、ご指摘にありました公共交通機関の原則利用につきましては、先ほど申し上げましたように公共交通機関の接続の問題もあることから、保護者の方の送迎はどうしても必要になるのかなと思っております。

なお、保護者の方の自家用車に生徒が乗り合わせる場合の説明につきましては、部活動の顧問教諭が保護者の方や保護者会に対し説明を行ったり、あるいは保護者同士で運転者にその責

任を負わさないよう、責任を求めないよう、部活動の保護者会において同意を得ている中学校もあります。部活動における生徒の送迎等につきましては、保護者の皆さんの協力なしではなかなか困難ですので、今後とも保護者の皆さんのご理解をいただきながら、各学校と連携してガイドラインの必要性も含めて検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（加藤克明君） 佐々木裕子さん、再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） それでは、今答弁いただきましたけれども、やはり公用車を出していただくことは難しいようなので、予算計上しているということでしたので、その予算の計上のほうからお伺いさせていただきたいと思ひます。まず、平成25年度の予算書の中で10款教育費3項中学校費1目中学校管理費14節使用料及び賃借料ですか、車借上料483万5,000円と計上されておりますけれども、3中学校への振り分けはどのようになっているか、お答へ願ひます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答へ申し上げます。

ただいまのご質問の中の予算の内容なんですけれども、その中で主に今ご質問にありました部活動の関係について回答させていただきたいと思ひます。3中学校計ではその中で部活動関係としましては363万7,340円というふうに見込んでいます。これは学校ごとの内訳も必要でございますか。はい。それでは、船岡中学校で178万7,000円ほど、槻木中学校が960万円ほど、船迫中学校で89万円ということとなっております。（「計算合わないですね」の声あり）失礼しました。槻木中学校は95万9,000円でございます、96万円と申し上げたかったんです。済みません、失礼しました。

各校の内訳としまして、船岡中学校では郡中体連とか、これはいろいろな種目によってございます。同じように槻木中学校についても郡中体連とか陸上大会、水泳大会、あとは新人大会とか、あとは駅伝大会とか、そういう種目によってそれぞれの学校で予算の要望がありまして、それに合わせましての配当というふうになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） ただいまのスポーツ関係のことでお話しさせていただきましたけれども、この金額の中には文化活動も入っているわけですよね。お答へ願ひます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 部活動の中でございますので、例えば船岡中学校ではアンサンブルコンテスト、吹奏楽ですね、吹奏楽の仙南地区コンクールというもので大型バス1台で5

万3,000円ほど、槻木中学校についても吹奏楽の仙南地区コンクールですね。あとアンサンブルコンテストの仙南大会とか県大会とか、それぞれの学校でそのような文化活動の内容も入っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） それでは、今答弁を聞いておりますと、どちらも文化活動、スポーツ活動とどちらも公式戦のみというようにお伺いしたんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 予算で計上の要求があるのは、今申しあげましたような大会の対象にした予算の要求というふうになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） それでは、練習試合等で遠方により長距離移動となる場合には、学校ではどのような方法で移動を行っているのか、お答え願います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今回、佐々木議員にこのご質問をいただきましたので、なお各学校に現状を確認をさせていただきました。3中学校とも回答といたしますか、教育委員会に報告があったのは保護者の皆さんの自家用車のご協力をいただいているという内容でございました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） それでは、ちなみに遠方、長距離となると、どの辺からとお考えになりますか。ちょっとお伺いさせていただいてよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 遠方というのはどこぐらいで考えるのかというご質問ではあると思うんですが、先ほど教育長の答弁にもございましたように、練習試合の基本的には対象校というのは今言った教育管内でしたか、事務所管内を想定しておりますので、それ以外、例えば県北とか、遠方というと県北とか県外になるのかなというふうに私自身では思っているところですね。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） それでは、そういうときも結局ご父兄の方にご負担をかけるというようによろしいわけですね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今のご質問なんですけれども、教育委員会としては保護者の皆さんにご負担をいただくことをお願いしているという考えではございません。やはり答弁で申し上げましたように、練習試合については学校としましては現地集合の現地解散、やはりそこで交通の便とかを考えていただいたときに、ご協力をいただいて保護者の皆さんのご理解でそういう対応をしていただいているというふうに捉えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） それでは、保護者の方々はやはり大切な子供たちのために日ごろより協力をいただいておりますけれども、これまで柴田町において送迎中の事故という前例はありましたか、お伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 私もちょっと確認をさせていただきましたのですが、全てを調べたというわけでないですが、そういう報告の事例はちょっとないというふうに理解しているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） これまで何もなく過ごしたことは大変幸いだったと思います。送迎に関してはここにおいでの皆様方もどうかかわりというか、そういうあれでやはり送迎を経験なされた方がいらっしゃると思うんですけれども、私も長年ほかの子供たちを乗せて送迎をしていた時期があります。今思えばちょっと恐ろしいなと思います。保護者が送迎中の事故が近年多発している中で、やはり部活動が学校管理下に置かれている活動という認識に立てば、万が一事故が発生した場合、学校や教育委員会の責任のもと対応されるものと理解する保護者が多いと思われます。その辺は保護者により送迎中の事故対応についてはどのような解釈をしたらいいのか、ちょっとご答弁願えますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 町では、事故はないにこしたことはないですし、今のご質問にありましたようにこれまでの実績も確認させていただいたとき、そういうことは幸いにしてなかったと。そういう状況にあります。町としましては日本スポーツ振興センター災害共済とか、あとは宮城県PTA連合会安全互助事業という保険の制度がございまして、そちらに加入をさせていただいていると。万が一、そのような状況になったときには、それでそういう対応できる補償制度にも加入をさせていただいているということで取り組んでおります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） その補償というのは、どういう補償の内容となりますか。入院とか通院とかいろいろ賠償責任とかございますけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 例えば、日本スポーツ振興センター災害共済というものにつきましては、学校管理下の事由による児童生徒等の疾病傷害、死亡ということにも補償給付の対象にしているわけなんですけど、そういう意味では教育計画に基づく課外指導中、これがまさに部活動、あとは夏期の水泳指導とか、生徒指導等を含むものなんですけれども、そういうものを対象にしている制度でございまして、その補償給付の内容につきましては、負傷の場合にも疾病の場合にも、また障害が残った場合、等級によって段階があるんですけれども、82万円から3,770万円という数字が今私の手元の資料にはあるんですけれども、そういう対応をすることになっています。死亡の場合にも死亡見舞金として対応があると。この数字的には済みません、1,400万円という数字、または2,800万円というふうになっていまして、それが該当するケースによっていろいろそういう対応が出てくるのかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） では、保険に関してはそういうスポーツ保険といえますか、安全保険ですか、そういうものに入られるということでしたけれども、これは私がちょっと聞きましたところによると、受けられるケースと受けられない場合とあるみたいなんですけど、その辺はどのよう、どういうふうになっておりますか、お答え願います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 受けられないというのは当然全ての保険が例えばドライバーのほうに問題がある。例えば、酒酔い運転とかですね。そういうものになっていると、もう全然保険の対象にはならないと、除外になるということですので、そういうもの以外は対象になるのではないかとこのように思っているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） それでは、このよかれと思って送迎を行っている保護者の方々にとっては、やはり今まで山形の庄内や大分の久住町で発生した事故は、不幸にも同乗者が死亡に至るといって重大事故となっております。運転者は相当の罪に問われるだけでなく、その家族に対してもやはり一生かけて償っていかねばならない責任も生じることになるわけなんですけれども、その運転者のやはり運転していた方への補償というものは自分の責任、ボランティアとはいえですね。そこを町のほうはどのようにお考えになっているのか、万が一のことですけれ

ども、結局自分の家庭もございますよね。そういう家庭もある中で、やはりこういう処罰を受けるといことになる、警察のほうも入りましてそういうふうな一時やはり仕事ができない状態とかそういうふうになることもあるかもわかりませんので、そういうところまで町のほうはどのようにお考えになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） やはり事故が発生した場合で、その事故の程度にもよるでしょうけれども、今ご質問にありましたように同乗者が死亡なされたようなケースの場合は、非常にもう心理的にも、またあと実生活上も多大なるいろんな乗り越えなくてはならないものが発生するのかなというように思っております。

ただ、私も今議員のご質問の中にもありましたように、私も中学校に子供がおりまして、そのときにサッカー部だったものですから、やはり練習試合とかで、今遠方の質問があったときに、私もそういえば県北に連れていったときがあったなというふうに思ったんです。そのときは全くそういうことを考えませんでしたね。ただ、乗せていく、乗って一緒に私の子供も乗せていっていただいたときもありますし、私も同乗していただいて連れていったときもあるんですが、そういうときにはやはり自分の車が「こういう同乗者保険に入っています」とか、「万一そういうことがあったら、責任はとれる範囲でしかとれませんよ。それでもよかったらどうぞお乗りください」ということを保護者間でそういう話はしっかりとさせていただいたことはちょっと記憶しております。そうでなければ、やはり発生したときに、それであっても発生した場合にはやはりいろんな思いがめぐりますからね。ということでは対応させていただきました。

やはり、今後ご質問にありますように、管理下のもとの部活動でありますから、その移動手段の対応についても検討していかなくてはならないのかなというふうに考えております。ただ、やはりマイクロバスの借り上げというような対応になった場合には、なかなか難しいものが、予算もつながりますので、そういう意味では考えなくてはならないなど。現在、平成25年度になってからは、いろんな部活動とかそういうものについても町の公用車をですね、例えば本日も郡の英語の弁論大会というものの予選会をこの保健センターの4階のほうで今開催しているんですが、それに出席する子供さんも中学校から2名ないしたしか3名、2名か1名だったと思うんですね。それで、町の公用車を配車いたしまして、各学校を回りまして、そしてこの会場に送迎する。また、学校に送るといような対応もやはり考えておりますので、そういう方法も順次いろいろ考えているところなんですけど、続けて検討していかなければならないか

なというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） 今の答弁を聞いてちょっとほっとしたところがございます。やはり、よかれと思って行う送迎が日常的に行われているわけですから、やはり部活動における保護者の負担というものは物すごい負担、また、そういうものが精神的にもかかっているものと思います。そこでやはり安全面から早急な対応を検討していかなければならないのではなく、早急に改善なりそういうものを図っていただければなと思います。

そこで、対応の実例がここにちょっと何件かございますので、ちょっとご紹介したいんですけども、大分県や山形県では公共交通機関の利用と、あと保護者の自家用車にほかの生徒を乗用させないこと等が示してあり、また、大分の久住町ではやはりこれも先ほどご説明ありましたが、補正をかけて予算をとっているというようなことが書かれてあります。やはり、そういうものをきっちりつくって、やはり保護者の方々に文書で配付していただくことが一番肝心なのかなと思います。その辺、これから検討していくというお話をいただきましたけれども、やはり子供たちが少なくなっている中で非行やいじめが多くなっています。文化活動やスポーツ活動というのは本当に意義のある教育現場だと思いますので。そして、柴田町はまた幼稚園から大学まで、特殊学校もあります。教育に力を入れている町として将来ある子供たちの安全と、それから保護者の精神的苦痛や苦悩、負担を軽減するために、ぜひ教育配慮と、それから部活動の環境整備、そしてまた一日も早い改善を図る上で、ご父兄の方や、それからあと学校、教育委員会、その他の皆様方の一同やはり会議、そういうものを設けて早目に対処していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 部活動につきましては、今回学習指導要領の総則に記載されたということで、学校管理下とかさまざまご指摘のとおりでございますが、ただ、実際には教育課程そのものではありませんので、文部科学省でも教育課程外であるときちんと言っております。あくまで教育課程との関連を図ってということで、要するに大会等での勝利を目指すだけではなくて、体育、教科体育ですよね。そういったこととの関連を図るなどして、部活動を余り加熱しないようにそういう方向で、いわゆるあくまで教育課程、学校教育の一環として、教育課程ではないんですが、学校教育課程の一環として適切な取り扱いをするようにという意味での実は今回の学習指導要領への位置づけだったんですね。したがって、いまだに学校教育の中の部活動の位置づけはグレーゾーンなんですね。極めて難しい位置づけにあります。

つまり、先ほどちょっと話に出てきました保護者の方の責任問題、ボランティアではないかというお話がありますが、実は学校の先生方もボランティアなんですね。「えっ」とこう思いますが、手当は出るんです。部活動手当。これは4時間を超えると出るんですよ。今幾らだったかちょっと記憶にありませんが、私の記憶では1,800円ぐらいまではちょっと覚えています。4時間を超えるとあと時間にかかわらず1,800円、1日ですね。そういうふうなことがつまり先生方にとっても4時間以内であればボランティアということなんですね。

そういうことで、本来であれば学校管理下であれば先生方にもきちんと給料の範囲内で手当をきちんと出すべきだと思うんですが、そういうふうな極めてグレーゾーンにある。保護者の方にとっても先生方にとってもなかなかこの部活動というのはきちんとした位置づけが学校としてもなかなかできないというふうな状況にあります。ただ、このままで放置しておいていいのかという部分があります。ですから、先ほど佐々木議員ご指摘のように、きちんと話し合いをします。それから、文書でもってきちんと決めたことは保護者の方に確認をします。そういったことが非常に大事だと思いますので、本当に我々そういったところは盲点だったと思います。今回ご指摘いただきましたので、保護者の方のご意見もきちんと伺いながら、場合によっては「いや、しょうがないんでないの。これ、保護者がもし送迎しなければ、練習試合なんかもうできませんよ」と。例えば、町バスで公用車でというふうになった場合には、当然ながら予算がかかわりますから、制限せざるを得ない。例えば、年間1部活動当たり3回の練習試合とか、それ以外はしてもらっては困りますと。それはみんな責任問題に派生しますから、もうやめてください、そういうことにもなりかねないわけですよ。場合によっては、一斉に各部が町内3中学校ですね。大会等でもし町バスを申請した場合に、現在3中学校には部活動の数が45程度あるんですね。とても対応し切れない。なかなか一斉に公平にということへの対応というのはなかなか難しいんですね。そんなことも含めて、もしかすると保護者の方は「いや、今までどおりでいいですよ」という方も相当多いではないかなというふうに思います。

そんなことも含めて、保護者の方のご意見もいただきながら、ちょっと検討をして、ガイドラインということでのご指摘だったんですが、検討してみたいというふうに思っています。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） ただいま教育長のほうからそういう答弁をいただきましたので、一日も早くやはりそういうものができ上がるよう進めていただきたい。そういうことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて7番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時10分再開します。

午前10時53分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、4番秋本好則君、直ちに質問席において質問してください。

〔4番 秋本好則君 登壇〕

○4番（秋本好則君） 4番秋本好則です。私は、地域計画についてお聞きしたいと思います。

1. 地域計画と総合計画について。

地域計画が出そろったという話を聞きまして、早速、榎木生涯学習センターで見せていただきました。地区では何回も役員会を開き、意見の集約を図った労作だと思います。私たちの地域は私たちが動かしていくという「補完性の原則」の考え方で計画づくり、これを私は住民自治の第一歩だと考えております。

「自助・公助・共助」とよく言われますが、地域で行うべきもの、協働で行うべきもの、自治体が担うべきものなどがこの計画の中には混在しているように思います。執行部としてどのような方針なのか、伺います。

また、その計画を見ますと、「防災」「福祉」「文化」「安全安心」「環境」などが多く見られるようです。これらの中には42地区がばらばらに動くより、もう少し大きな区切りとして動いたほうがより効果的な活動も出てくると思います。また、この地域コミュニティの活動に、同じまちづくりの担い手である目的別に集まったグループ、「アソシエーショングループ」と言いますが、これがどのようにかかわってくるのか。また、まちづくり推進センターの中間支援機能が発揮される時期が来ていると思います。

また、まちづくりの担い手である地域内の事業者についてはどうでしょうか。

地域内の協働についてかぎを握るのが、「地域CSR」と言われています。CSRとは、「Corporate Social Responsibility」の略ですが、企業が地域に対して社会的責任を果たしていくこと、この企業力をまちづくりに活かしていくことがこれから必要になってくると思います。そこで伺います。

- 1) 総合計画における地域計画の位置づけは。
- 2) 道路・側溝・公園の維持管理等は町の仕事だと思いますが、執行部はどのように対応していくのか。地区との関連はどうするのか。
- 3) 自助、共助、公助の考え方を地区計画ではどう生かしているのか。
- 4) 地区計画の内容によっては、地区を合わせた活動のほうがより効果的なものがあると思いますが、どうでしょうか。
- 5) 地区を支援し、地区計画を実行していくためには、まちづくり推進センターの中間支援機能が重要な役割を担いますが、体制はできているでしょうか。
- 6) アソシエーショングループとのリンクもまちづくりの手段ですが、どのような計画がありますか。
- 7) 地域計画はおおむね5年の計画になっていますが、その評価はどうしますか。
- 8) 地域CSRについて、まちづくり推進センターの計画はどうなっていますか。

大綱2番目の質問です。商店街振興策について。

さきの6月議会において約束されました（仮称）さくら連絡橋の説明会が、8月12日に行われました。町長もおられておりましたが、地域の方々も集まり、混乱もなく、よい説明会になったと思います。この説明会で、大河原の方々から多くの問い合わせが寄せられていることが紹介されていました。大河原町への影響が大きいことがわかったような気がします。

もとより、この連絡橋は柴田町の観光に資するために建設されるわけですから、大河原町より大きな投資効果がなければなりません。昨年から出前講座などで観光への効果を聞いておりますが、詳しい計画が示されておられません。そこで伺います。

- 1) 船岡地区以外での説明会の予定はどうなっていますか。
- 2) 柴田町商店街への投資効果はどのくらい見込んでおられますか。
- 3) 商店街への活性化策はどうなっていますか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本好則議員から、大綱2点ございました。

1点目、地域計画と総合計画についてでございます。

1点目、本町が実現したいまちの将来像、「みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまち」を目指す総合計画の策定に当たりましては、まちづくりの主役である多くの住民の思いや自由な発

想を生かしてつくることとなります。従前はアンケート調査や住民懇談会等を実施しながら、町の課題や目指すべき方向性を抽出していましたが、今後は自治会等が策定する地域計画も貴重な総合計画策定の資料となるものと位置づけております。

地域計画は、日常生活の場である地域のよいところや課題を整理しながら地域を点検し、みんなで知恵を出し合い、もっと住みよい地域にするためにはどうしたらよいかをまとめたものでございます。したがって、各地域で目指したいと思う地域の将来像、地域の特性や課題などは本町のまちづくりの課題でもございます。そのようなことから、当然地域計画の内容は総合計画に生かし実現していくべきものと思っております。

2点目、これまでも地域と町が話し合い役割分担を決め、道路・側溝・公園等の施設の維持管理につきましては、地域でできることは地域の力をかりながら実施しているところでございます。また、河川や道路などの公共施設の環境美化についても、地域や団体、企業などが主体的に実施していただいております。複雑化する住民ニーズや地域課題の解決に向けて、限りある資源の中で公共サービスの担い手を官に限定することなく、行政と民間との役割分担や協働のもとで提供していくのか、そのための条件や手法を整備していくことがこれからの行政の仕事になるのではないかと考えております。

3点目、地域計画は地域が主体的に取り組んでいく事業を中心にまとめていくものですが、従前の自助・共助・公助の考え方のもと、地域で解決できる課題、行政や他の担い手と協働して解決していく課題、行政でなければ解決が難しい課題に整理し、活動計画書や施設計画書に具体的な取り組みを記載しています。町では、記載された活動計画や施設計画の一つ一つの具体的な活動について事業内容を関係部署、町の役割などを記載した事業調整票を作成し、関連部署との調整の上、町が行うことや町が支援できること、アドバイスなどを整理、調整した上で地域への報告と説明を行っております。地域では、事業調整票により町の事業の考え方や計画の情報共有を図りながら活動を実施していくこととなります。また、事業調整票により把握した町の出す課題やいろいろな活動は、町の各課等の施策の参考として活用されます。

4点目、現在、地域の活動で敬老会や運動会、文化芸能交流会に代表されるように、隣接する自治会等同士が協力して効果的に行っている活動がございます。今後はさらに地域での必要な情報の提供や人材育成などの学習機会を提供するとともに、他の自治会等との交流できる場づくりの支援をまいります。現在は、地域コミュニティの力を高める必要性から、町の最小単位である行政区単位の事業を中心に進めておりますが、将来的には小学校区単位のコミュニティの枠組みも視野に入りたいと各行政区には説明をしております。まずは地域の足元を固

めるために地域の人材育成を図ることが大事なことと考え、行政区単位から始めました。

5点目、まちづくり推進センターでは、日ごろから行政区長や地域で活動する方々から、地域計画はもとより助成金や地域活動に関する相談を受けており、効果的な地域活動への支援を行っております。また、職員による個別の対応に加え、地域に出向き相談を受け、また、地域の生きた情報の共有を図るため、本年度からまちづくり推進センターに専任の集落支援員である地域づくり支援員を2名配置しております。現在は各行政区長を訪問し、地域の実情、地域づくりの状況、課題等をヒアリング調査したり、地域行事に参加するなど情報の収集に努めたり、町への要望があった場合には町へのつなぎ役にもなっております。

このように、町内の活動団体支援や地域との情報共有がスムーズに機能しておりますので、まちづくり推進センターの現体制で中間支援機能は果たしていると考えております。

6点目、ご指摘のとおり、アソシエーショングループとのリンクはまちづくりを進める上で有効な手段の一つと考えております。また、より地域課題を解決しやすくなるよう、町外のアソシエーションとのリンクも広げられればと思っておりますが、現状では自分たちの活動領域の範囲だけで満足し、拡大してまでまちづくりに取り組みたいとするグループ等はほとんどございません。また、このような活動をしてみたいとする個人やグループに対し町への情報が伝わらず、現時点で限界も感じているところがございます。しかし、今後とも末永くアソシエーショングループの自発性や自主性を尊重しつつ、継続的、発展的に活動できるよう、活動助成金の情報提供、提案制度の活用、まちづくり推進センターにおける活動支援をするともに、職員一丸となってアソシエーショングループの知恵と力をさらに生かせるように取り組んでまいります。

7点目、地域では、地域計画の取り組みを毎年、活動目的が達成されているか、実施方法に問題はなかったかなどをみずから評価を行い、次年度以降の活動に生かします。また、計画期間満了時に計画そのものについての総合的な評価を行い、新たな課題の抽出なども含め、次の地域計画に反映させていくこととしています。なお、地域期間途中であっても、目標実現のためには地域計画を見直していく必要があると自治会等が判断した場合は、見直していくことも想定しております。自治会等からみずからが計画を立案し実践、評価していくことが地域活動を育てていくものと考えております。

8点目、地域には環境、教育、介護、福祉、少子化、防犯、防災など、多くの課題が存在しています。企業が地域に対して社会的責任を果たしていくことは重要であると考えております。企業は地域課題の解決に寄与できるノウハウや人材を有しておりますので、地域と企業、

行政と企業が協働で取り組むことが求められています。現在、CSRという点では、災害時における企業との協働の観点から多くの企業と協定を結んでおります。福祉分野におきましても、地域の安心・安全な生活の観点から、みやぎ生活協同組合や郵便局、新聞配達店などの力をおかりして見守り対策を実施しております。また、植栽会や農家レストラン、冬のイルミネーションイベント等において、企業独自の地域貢献活動としてさまざま提供をしている実績もございます。

まちづくり推進センターも、イオンタウンの地域貢献として設備支援やイベント時の協力やチラシ掲載などの配慮をいただいております。また、イオンタウン内に入居しているテナントで「はなみちゃん」を活用したイベント展開や飲食店が行う地域貢献活動の相談を受けるなど、随時相談ができる受け皿となっています。まちづくりを進める上で、住民参加はもとより企業によるCSRに基づく貢献や専門家との連携が大切と考えております。

大綱2点目、商店街の振興策、3点でございます。

1点目、今回の（仮称）さくら連絡橋建設工事の説明会は、今議会の町政報告で申し上げましたが、8月12日に開催し、11名の町民に参加をいただきました。議員おっしゃるとおり、混乱もなく、質疑応答では前向きな意見を多くいただき、参加された皆さんにはご理解をいただけたものと考えております。通常の工事説明会では、地元行政区長や近隣の住民、地権者を集めて行われるものでありますが、今回の説明会についてはできるだけ多くの町民に一様の共通理解をいただくために、お知らせ版により町内全部に広く参加の呼びかけをして役場で開催したものでございます。説明会後には早速一部工事に着手できましたし、また、その後の説明会についての要望は現時点ではございませんので、今回の説明会で十分だと考えております。

2点目、平成24年3月7日に開催した議員全員協議会において、（仮称）さくら連絡橋の建設による利用者予測と観光消費見込み額については、1つの商店会をエリアとして経済効果を検証する数式がないことから、一般論として説明した次第です。その数値は平成23年度は桜まつりが震災で中止になったことから、平成22年度の桜まつりの実績と平成23年度の観光物産交流館等の売り上げをもとに予測をしたものですが、（仮称）さくら連絡橋が整備されることで得られる観光消費見込み額を約6,400万円と試算したところでございます。

3点目、商店街の活性化策ということですが、まず、（仮称）さくら連絡橋の建設が商店街の活性化の万能薬ではないことをご理解いただきたいと思います。商店街が活性化するためには、その地域で暮らす皆さんがまずは地元の商店で日常生活に必要なものを買うことが一番の活性化策であると認識しております。そのためには、商店が意欲と才覚により地域のリピー

ターを呼び込むことが最も重要でございます。観光客の多くは一見客であり、また、飲食やお土産を購入する目的で商店に立ち寄りますので、（仮称）さくら連絡橋の建設により全ての商店で売り上げが増加するということはありません。

しかし、ＪＲ船岡駅から白石川堤を經由し、（仮称）さくら連絡橋を渡って船岡城址公園に行き、ＪＲ船岡駅へ戻る回遊ルートやその逆回りのルート、大河原町から（仮称）さくら連絡橋を渡って船岡城址公園に行きＪＲ船岡駅へ向かう３ルートができますので、その中に商店会を經由する仕組みを組み込むことで多くの方々の往来が期待でき、売り上げが増加する機会が新たに生まれるものと考えております。例えば、ことしのしばた桜まつり終了後におもてなし協力店６店舗を対象にアンケート調査を実施したところ、２店舗で桜まつりに合わせた新商品を発売したとの回答がございました。新商品を発売した２店舗を含む３店舗で、桜まつり期間中の売り上げが前年と比較して増加したとの回答がございました。このことから、各店舗において新たな商品やサービスを開発することが、消費意欲を刺激し観光消費の向上につながるものと実感しております。

今後さらに、船岡城址公園での各種イベント開催中などにおける船岡城址公園や白石川堤周辺への臨時店舗の出店、ＪＲ船岡駅周辺の商店会でのイベント開催、その店やその土地に行かなければ味わえない、購入できない商品やサービスの開発について、商店街や商店主に対し、必要な消費者情報や各種情報の提供など、商工会と連携しながら支援していきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（加藤克明君） 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。
- ４番（秋本好則君） 総合計画と地域計画という形で、お互いにこれから調整していくということで、調整票をつくっておられるという話を今伺いました。全体の計画の総合計画、もう一度改めて見ますと、例えば各地区のほうで防災というのはほとんど入っているんですね。その防災という面をちょっと抜き出して見ますと、基本計画の基本目標の３のほうの３－５に「地域防災力の向上」というのがうたっています。そして、施策として防災力の向上とあります。総合計画の中で防災力を高める何かをするというふうになっていると思うんですね。そして、これを見ていきますと、何をするかというのも書いてある、具体的に書いてあることは、屋外拡声装置、防災無線の整備、あとは冠水対策として工事を行うというふうになっているわけですね。

そうすると、地域計画のほうでは、各地区のところで「独自の防災計画をまとめる」とある

んですけども、その間が抜けていると思うんです。自助とすれば、地域計画で決められて地域の中で自主防災をつくっていく。そうすると、公助として、例えば屋外の拡声装置をつくる、防災無線を整備する。そうすると、その真ん中にあるこれから進めていくでしょう協働という部分がちょっと抜けているんですけども、これも全てこのままで行くということなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

今の共助の考え方の中に、例えばなんです、今各地域で防災マップをつくりたいというような計画が上がってきております。実は、この防災マップづくりについても町が公共施設提供とかいろんな道路の誘導等、そういうようなものも地区と合わせた中でこの防災マップづくりを支援していくというようなことになります。ですから、ここで行政区だけで、自治会だけでつくるということじゃなくて、一緒に町が地域のための共助事業という形で防災マップの支援を行うと。そういうような事業も今地域計画の中には入ってきているということです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） そのこのところでもうちょっと詳しくお聞きしたいんですけども、例えば防災マップ、これをつくるためにまちづくり政策課が担当になるのであれば、政策課としてどういう活動をされるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的にはまちづくり政策課としては関係課、つまりは防災担当の総務課との連携の中で計画を進めていきたいというふうに今進めているところで。例えば、各行政区には総務課のほうから防災用というような災害時の形で地図が交付されております。住宅地図です。そういうようなものを活用したりとか、あと実際的には専門家、消防署からの話を聞きたいとか、そういうような支援、あと地図のつくり方、地図の見方、整理の仕方、こういうようなものについても関係課の専門職もしくは外部から調整されればまちづくりのほうでその相談受付して派遣をします。そういうような形での支援を今考えて実施しております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） 済みません。そのこのところ、本当に今の話として防災マップにちょっと特化しているところがあるんですけども、そこを聞きたいのは、地域のほうでこういうことをやりますよ。そして動いていくんですけども、行政のほうは、例えば地図を交付する、

何々と連携をとる。そこで終わるんですね。自分で汗をかかないんですよ。自分で一緒に行ってそこで一緒に地域の方々とその地図をまとめていく。そういった活動がこれからのまちづくりに生きてくると思うんですけれども、これは違うんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） その辺の認識の違いなんです、やはりできるだけ地域課題というようなことで地域の皆さんに多くかかわっていただきたいというような考え方がありますので、まず地域でできることは地域にお願いしたいというふうな形で今進めています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） ちょっとまだそこ、こだわるんですけれども、地域は本当にやる気があるわけですよ。ですから、地域計画をつくってほとんど防災のほう地域計画として独自にやっっていこうという形になっています。ですから、そこに同じ立場でともにつくっていくという姿勢が何かちょっと抜けている感じが私は受けるんです。ともにその中間支援というのは、一緒にやっっていくということがこれからのまちづくりに大事だと思うんですけれども、その辺を一緒にやっっていくという考えはないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的には地域のほうに委ねるだけじゃなくて、いろんな問題、課題が出てきます。そうした場合、当然我々のほうというか、担当部局が現場に行ったり、区長さんとの話を詰めたりとかそういうような形で実際的には一緒につくるというような方向性は間違いなくやっているというようなことです。ただ、その辺の捉え方が議員さんとはちょっと違っているのかなというような形ですが、到達点は一緒というふうには理解しています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 私がこの自治条例をつくって行って、いろんなところで見てまいりました。そして、いろんなところを調べてまいりましたけれども、途中一緒につくっていくというか、どの町もどの市も同じ方向なんですね。一緒に汗をかいて一緒にやっっていく。それがちょっと見られないところは非常に歯がゆい思いをしているところなんです。ぜひ一緒につくっていく。そのためにまちづくり推進センターをつくってその体制を官営だけでも民間で動かす。そういう形を担っているはずなんですけれども、その形を十分に生かしていただいて、その方向でぜひやっていただきたいと思っております。

それともう一つ、地区のほうではいろんな問題を出してございまして、例えば福祉という形で

一緒に出しております。これは各議員のほうからもこれから何回か出ていました。支援については地区のほうに振っていくという話も出てきております。そうしていたところに、誰もが安心して暮らせる福祉の推進、そういった形で基本目標が目指しております、目指す姿とすると「地域ぐるみで支え合うまちづくり」ということになっております。この部分についてはどういふような協働という形をこれから考えておられるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 当然、各行政区に基づいて地域での課題、取り組み方、違うと思います。片や高齢者が多いところ、片や子供たちが多い地域と転入者が多い地域、学生が多い地域、いろんな課題が地域、地域に違って出てきていることが現実的にはあります。ですから、その辺については各地域の考え方を聞きながら、やはり一緒にやっていくべきだろうというように今進めているところです。そのためにも、いろんな形で地域支援のためにまちづくり推進センターに専従の職員も配置していろんな情報も出したりとか、そういうような形で土曜、日曜なくフルでその窓口は開所しているというような状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） 先ほど言いましたけれども、いろんなところで私調べてまいりました。そうすると、調整票というのは大体どのやつでも地域計画ができ上がってくるとつくるんですね。そうすると、一度伺ったときには各地域で1つの項目ごとに調整票をつくっていますよ。私、それちょっとまだ見ていないものでどういふような形なのかよくわからないんですが、ある市のほうでいくと、その項目について自助の部分、共助の部分、公助の部分、それを全部分けているんですね。そして、例えば自治体は公助の部分としてこの計画に対しては何をいつまでやるか。そういったところを全部リストアップしているんです。そして、地区のほうでは何月ごろまでにこれをやってください。そうすると、一緒にやるためにはこことこことここがこういう形で結びついていいよ、協働になるよという話を全部その調整票というのか、一覧表の中にそれを落とし込んであるんですね。その時期的なものまで含めて。そういった形で今つくられているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今町で指定されている事業調整票の中には、自助、共助、公助というような区分はありません。実際的には町の役割というようにところで個々の部分について話し合いを持ちながら、関係課と持ちながら、ここは共助の部分、ここは自助の部

分、ここは公助の部分というようなことでアドバイスをしていくというような形になります。それで、例えばなんですが、事業の中で協働でやる、共助でやるという場合は、地域づくりの補助金の活用を支援するというような形でも行政区のほうには記載をしながらアドバイスをしているというような状況です。ですから、具体的にこの部分は公助、共助という区分はない事業調整票で今動いているということです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○4番（秋本好則君） まだそのお金の話が出てくるんですね。一緒にその協働をやろうとしたときに、地域のほうも人を出し汗をかく。ですけれども、それに対抗するお役人というか、自治体のほうは補助金で済ますという形になっちゃっているんですね。そうじゃなくて、一緒に人を出して一緒にともに考えていくという方法はどうしても無理なんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 一緒に汗をかくというような方向性は先ほど答弁しましたように一緒です。例えば、各行政区で花の植栽をしたいというようなところの計画が上がってきたとした場合において、我々のほうとしては地域の皆さんのコミュニティの醸成という形でその花を購入する費用を補助金を活用してやっていただきたいと。そして、いろんな管理等についても職員が取材をしたり、いろんなやり方、相談あった場合、こういう花がいいというようなアドバイスも一緒にその場でやってくるということにもなっておりますので、とにかく姿が見えないというようなことではなく、お金を出すということではなく、ある程度地域主導の中で主体的にやっていただく中において、裏方としてその支援を続けてきているというようなことでご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） まだちょっとこだわりがあるんですけども、例えばいろんな情報を流してその方にその地域の活性化を図っていく。それは考え方として十分成り立つんですけども、私が言いたいのは、その地区に例えば花いっぱい運動、花を植えたいというのならば、その話し合う場にまちづくり推進センターの例えば支援員が行くとかですね。その場に行けないのかということを知っているんです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実はこの地域計画をつくって、今実際的に認めて推進をさせていただいております。各行政区のほうにはそういうようなことでいろんな情報をください、そしてどうというような手だてで町がかかわりありますかというようなことで、今支援員さ

んを2名配置しながら情報を集めているわけですね。ところが、行政区のほうからは積極的に町に対してそういうような要請が今のところない。逆に、我々のほうから「こういうときはこうしましょう。こういうときぜひ呼んでください」、こういうような今スタンスで進めさせていただいています。当然、議員さん言うような形で進めるべきだというふうには考えておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） 大分話が合ってきたと。そういった形をこれから進めていくとなると、どうしても地域が独自の活動をして自分だけで独立である程度やっていけるというような形を誘導、これ誘導と言っちゃいけないですね。そちらのほうになっていただくという方向づけが出てくると思うんですけども、そうするとその地域で、あるいは先ほど町長が言われておりましたように小学校区ということも一つの考えとしてあるということなんですけど、そのところでサスティナブルコミュニティといいますか、1つの独立でやっというところとコミュニティビジネスとか、そういった事業化あるいは法人化という問題が出てきて、これからはその地域内分権といいますか、そういった形にある程度行かざるを得ないのかなと踏んでいるところはあるんですけども、その辺についての考え方はどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 各行政区との話し合いの中で、いろんな事業について当然今まで補助金事業じゃないんですが、町から全て交付されてその範囲でというようなまちづくりは今後はできないと。ですから、当然地域内のビジネスということで、NPOの養成とか需要、こういうようなものも各行政区の課題として今後出てくるであろうというようなことで、いろんな機会をつないでNPO講座の開設なんかの指導の話もしているんですが、なかなかそこまではまだ各行政区のほうでアンテナを高くしていただけないというのが現実です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） 確かに地域の自治力というのは条例が1つできたからすぐできるかと、そういうものじゃないのは十分わかります。ですから、そういった形で地域の自治力を育てていく方策、これもこれから考えていかなきゃいけない。そうすると、いろんな例えば町の事業がいっぱいあると思うんですけども、そういったことを例えば一定のとりあえずはNPOなくてもある程度実績のある信用できる人たちがやっているものについてお任せするという形、それも地域の自治力というものをこれから育てていく一つの手段じゃないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は答弁の中にもあるんですけども、お願いはしているんです。ところが、自分たちの領域の中でしかというようなことで、本当に横出しの部分についてはまず相談に応じていただけないというようなことで、本当にその辺がこれからの課題というふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） 確かにその辺は難しいところだなと思います。例えば今、けさなんですけれども、前の伝承館の館長の日下さんが指導される留守氏の仙北だったと思うんですけども、遺跡を訪ねるといふ集まりがあるので、20数人だったと思うんですけども限定されるという形で、早速行って申し込みしたんです。そうしたら、私が1番目なんだそうです。それで、そういった形で地域でそういった勉強会なり生涯学習をしようという、そういった地区もあるわけですから、そういったところに呼びかけていくよというのには伝承館のほうで話はしていましたけれども、そういった形から少しずつ広げていくような活動もこれから必要だと思いますので、補助金を出せば終わりということじゃなくて、一緒に汗をかくという姿をぜひ見せていただきたいと思います。

それと、先ほどの目標の中で、町長のほうは道路・側溝・公園等の維持管理は町の仕事と、これは地域のほうと調整して整理していくという話があったんですが、各地区のほうでは各公共施設の維持管理というのを1つの事業として捉えているところもあります。そういったところでそういった言われているところについて、おのおのものについてどこまでが町がやるべきものなのか。それで、総合計画の中には公共施設については「防災の拠点となる施設なので、これから整備していく」という文言が入っているんですね。そういったところを全て地区にお任せするのか。それとも、例えば一つの先ほど防災灯、街路灯の話がありましたけれども、例えば船岡駅なり槻木駅、それがたまたまその地区に属しているから地区でやりなさいよというのでは、ちょっと種類が違うと思うんです。例えば、町の幹線道路あるいは公共施設、駅周辺、例えば役場周辺、そういったものは地域ではなく町がやるべきものだと考えていますが、それはどうですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は地方自治法の中に、公の施設の設置根拠があります。その中において、条文の中に「公施設の設置、管理及び廃止」というような項目があります。公の施設の設置目的を効果的に達成させるためにはいろんな手段があるということで、あ

くまでもそのためには法人、その他の団体において適切に管理を行わせることができるというように、地方自治法でも明文化されております。その法の趣旨に基づいて町の役割として責任を持つところと、やはり協働でやるところ、そのすみ分けは例えば集会所だと指定管理制度、そういうような形で今までやってきているというようなところではあります。

ですから、当然その辺は公の施設の中での責任ということでの役割は当然町が担う。しかし、その中においても効果的に目的を達成するためにはというような、そういうようなことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） そのこのところが少し曖昧になっていると思うんです。いろんな区長さんに聞きますと、逆に町がやるべきところがどこまでなのかわからないから、どういうふうを書いていいかわからないというところも、そういうふうに言われる区長さんもいるんですね。ですから、例えば側溝なら側溝、「ここまで町がやりますよ」、そして「何年度先にはこういう形になりますよ」、これをまず提示して、そしてそうすればそれに足りない部分、この部分が抜けているんだったらこれは地区でやっていこうとか、そういう話になるんじゃないかと思うんですけれども、それがなくていきなり話し合いで決めましょうというのはちょっと酷だなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回地域計画策定の中において、各行政区からそういう一つ一つの事例が出てきました。担当課のほうにその調整をお願いするというようなことで具体的にどこまでの計画で進められるか。そして、これの事業についてはこれとの関連があるので、一緒にやったほうが効果的ですか、こういうような形で今回各行政区のほうには事業調整票という形で報告をさせていただいております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） わかりました。それから評価の件なんですけれども、各協議会のほうでおのおのの評価をしていただくという形なんですけれども、町のほうとすると地域計画がどうなったのかなという第三者的な見方というのはするつもりはないんですね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 総合計画の基礎資料になりますので、当然評価というものは採用させていただくという形で考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） 次に、CSRの件についてちょっとお聞きしたいんですが、これは前回6月の議会のときでも私がちょっと質問したことなんですけれども、提案制度がありまして、そこで非常にいい提案がされているんですね。それで、岡谷市の件を取り上げてみたんですけども、その中身については仙南広域工業会、そちらのほうで各企業、町内の企業ですね。それを回っていったいいろんなところと触れ合っていこうという提案が出ていて、保留という形になっているという話で、これは私も直接行って聞きました。

ただ、これは非常にいい考えでありまして、例えば同じような考えのものが大崎でもやっているんですね。そうすると、大崎のほうはその工業会、NPO、こちらの仙南のほうもNPO化されていますけれども、このNPOと大崎市が一緒になりまして、未来産業創造大崎と言うんですかね。1つの組織をつくりまして、それが地域の企業興しをやっているんですね。そして、そのNPOの本部が大崎の市役所の中にある。もうそれだけ力が入っているというか、一緒にやっている形なんですけれども、そういったところと今度一緒になって、これは去年のポスターなんですけれども、大崎産業フェアという形をやっているんですね。これは各地域の企業を集めてそこで商談会をするわけですよ。商談会をして工業の見本市をやって、そこで商取引をします。そこまで行っているわけですね。そのところで、仙南の工業会のほうと一緒にやりましょうよと今話が来ていて、どうするか迷っていると言うんですね。せっかくこういういい提案があつて、そしてやる気になっている。そういったところをなぜ出て行かないのか。提案されて保留になっているということで待っているというのは、ちょっともったいない感じがするんですよ。

待っていなくて先ほど一緒に汗をかくと言ったのはそこなんですけれども、なぜ一歩出してこれを取り上げようとなさらないのかということが一つわからないんですけれども、これはそういうせっかくいい手段があつて、これから育てていったら物すごく柴田町がよくなるような感じの提案なんですけれども、待っているだけですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際、この提案の内容については町のバスを各企業に回してくれというような提案でした。実際にこういうような形の提案で本当にまちづくりに貢献できるのか、もう少しプラスワンぐらいのアイデアをいただければ、もっとまちづくりに貢献できるのではないかとというようなことで提案審査会では意見を付託して保留というような形で今改めてプラスワンのアイデアを求めて待っているというような状況です。

ですから、町から積極的ということじゃなくて、提案制度というのは主体となる提案者があ

る程度そういうような形で提案をしたものに対して、どこまで約束して関係できるかというようなことを詰めていきたいと思っておりますので、今後とも工業会については保留というような形でそのままにしておく気はないんですが、ただ、やはり言い出しっぺというか、提案者のほうから再度その経過なりアイデアをいただくというようなことで今時間を経過しているというような実情です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） まだ先ほどの話に戻っちゃうんですけども、そのところで提案制度をまちづくりの手段として自治条例のことはつくっているわけですから、そこをいわゆるお役所的な考えからもう少し柔軟性を持っていただいて、そして逆にこういう形でやっているんだけどこういうことはどうでしょうかというその辺まで踏み込んでいただけるような活動もされると、非常に生きた活動になりますし、私はこういう工業会の進め方、非常に将来性があると思っています。それで、柴田町については工場等連絡協議会とか、BC会とか、本当に土壌はそろっているんですね。それでこういう提案をプラスされてきて、そして例えば大崎あたりでこういう事例がある。そうしたら、それに柴田町も、もっと言ったら仙南の地域の中心に柴田町はなれると思っています。そして、こういう商業フェア、商業商談をやるようなこういったところまで持っていければ、そうすると柴田町のブランド化になると思うんですね。柴田町というこういう活気のある町だよというブランドがなければ、多分外からの方は「何やっているんだろう」と余り来たいと思わないと思うんですね。

我々が何回か出前講座やっていったときに、多分槻木の生涯学習センターでやったときだと思っておりますけれども、町長が言われまして「柴田町は」、正確にちょっと言葉を覚えていないところはあるんですけれども、「工場の誘致は積極的にしない。というのは、工場を誘致しても、そこにいる従業員はそこに住むと限らない。実際、角田市を見てくれ」というような話がありました。それは、そういう形ではなくて、こういったフェアを興して行って、工場を呼んできて、そして柴田町というブランドを上げていくことがこれから大事になってくると思うんですけれども、その辺は今でもお考えは変わらないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 情報が不足しているようなので、私のほうからお話ししますが、仙南地域工業会は実は率先してこの仙南地域における企業の見本市をやってきております。そして、そのときにも取引先の商談会も実はやってきております。ところが、やはり企業が限られているもので出展者も限られているものですから、途中白石工業高等学校の生徒諸君なんか

も来ていただいたし、トヨタ自動車が進出したときにはトヨタ自動車の分会ですね。そういうことで実はこのNPOが主体となって見本市、取引をやってきております。ただ、やはりマンネリ化は否めません。それで、町のほうでもNPOを育てるという意味から、町の企業興し、情報収集のマップづくり等々委託したいとお願いした時期もございますが、何せNPOは会長1人、実質担当者1人しかいなくなってしまうという事情もあって、できないという回答もいただいておりますので、何もやらないというふうに今おっしゃいましたけれども、情報をもう少しつかんでいただけるとありがたいなというふうに思っております。

それから、私もあちらこちらでこの企業誘致をやりますがと、しないとは言っておりません。やりますけれども、それ以上大事なのは人を集めることだというふうにお話をさせていただいております。企業を誘致しても企業の都合で最近ではいつも例を挙げているのはシャープの宮城県の進出事例を挙げているんですが、いいときはいいんですが、撤退された後シャープは今1万人のリストラをしたんですね。それにかわる企業がすぐには見つからないので、もちろん企業はやりますけれども、それにかわって小さなビジネスを興すこと、それから既存の商店街、起業者を育成していくこと、そういうことをやらないと、これからはいけないという発言をさせていただいたというふうに思っておりますので、企業誘致を積極的にしないとと言われても、ちょっとニュアンスが違うのかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） どうも、早とちりだったかもしれません。

それで、産業フェアについてなんです、これは私も聞いてまいりました。確かに仙南工業会の方々が今までやっていたけれどもねという話があったんですね。そういったところに人とかそういったものをいろいろ融通したり、知恵を出したり、一緒にやっていくというのが私はまちづくりだと思っているんです。その辺をまちづくり推進センターなりをお願いしたいということを考えていますので、お金を出すだけということじゃなくて一緒に汗をかくというそういうまちづくりを進めていただきたいと思います。

次に、振興策の件、第2綱目なんですけれども、先ほどのところで柴田町以外での説明会は予定していないというお話でしたけれども、6月の議会のところでは適宜適宜これからいろんなところで説明をしていきますという話だったと思うんですけれども、それと違うんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

いろんなその情報の提供については適宜したいということはお話をしていました。町長答弁

しましたとおり、これまでの説明会というのは、やはり生活に一番密着したということで近所の方とか地権者の方、そういった方、当然区長さん含めてですが、そういった方々の説明会をこれまで私たち経験してきたんですね。その6月の適宜ということも踏まえて、今回お知らせ版で町民全員に一樣の理解を得るために広くお知らせをして説明会をしたというところで、先ほど町長答弁しましたとおり、今後いかなるところとか、また次の説明という声も出ませんでしたので、私たちは十分理解をいただけたというふうに理解をしております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） これ、6月の議会でも私模型つくって説明したと思うんですけども、沿道の問題とか、そういったことについてはお知らせ版にも、お知らせ版じゃない、広報紙のほうにも余り詳しく出ていないんですね。ですから、そういったところの説明は私はされるべきものであろうと思うんですけども、これから例えばいろんな地区のほうで区長さんを通してとか、そういった形で質問が出てきた場合については、当然それに応じていただけるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 地域のほうでいろいろと心配事とかあるということであれば、積極的にお話をしたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） それと、投資効果については6,400万円という説明をされているということでした。それと、活性化策について、3ルートほどでき上がってくるので、それに効果が出てくるんじゃないかなと思うという話なんですけれども、どのくらいの交通量を見込んでおられるのか、3ルートですね。それについての予測値というものはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 船岡駅から白石川堤を経て船岡城址公園へ来る方なんですけれども、一応5万3,000人程度を予測しております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） これは駅から土手を通って山に行くことが5万3,000人ということは、3ルートという話でしたので、3ルートごとに分けて合計がこれということですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 現在、観光客の見込み数といたしましては、まず船岡駅から白石川を経て船岡城址公園へ向かう方については5万3,907人というような予測をしています。

それから、大河原町から船岡城址公園へ向かう方というのは今のところ5,000人ということで見込んでおります。合わせて5万8,907名ということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） そうすると、3ルートと町長言われましたけれども、2ルートの想定しかなないということですね。商店街を通る人というのはカウントされていないんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） まず、3ルートというのは、大河原からこれまで真っすぐ船岡駅に土手を歩く方が1ルートになります。それから、船岡駅から土手を歩いてさくら連絡橋を渡って城址公園に向かう。城址公園から商店街を通っていただくというようなルート、それからその全く逆のコースが考えられます。それで、船岡駅から白石川堤を経て船岡城址公園へ向かう、それから大河原町から船岡城址公園、この中にこの2つで試算しております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） ちょっと不思議なんですけれども、先ほど言われていましたように、船岡駅から川を通って山に上る方が5万3,000人だと。逆ルートに大河原から山のほうに来るのが5,000人だと。そこでもう4万8,000人の差があるんですけれども、その方々は山に上ってそのままUターンしてというか、今まで例えばこの船岡商店街ですね。例えば、この役場の前でもいいんですけれども、どのくらいの方が通られたかというそういったカウントはされていないんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） ことしの桜まつりで職員で通行量調査をやっておりましたが、ちょっと時期的に正確な数字がとれなかったということで、ちょっと計算はしておりません。ただ、今後も継続的に昨年は城址公園2カ所、それから白石川堤でカウントしていましたが、来年度についてもカウントをやっていってある程度正確な数字を試算していきたいというようなことで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） 各商店街を通っていく方々、そのカウント、人数というのが全てのデータの基本になるはずなんです。例えば、駐車場の問題にしても、全てそれがカウントされてくるということであれば、それがなくて動いていくというのは非常に不安な計算になりますので、ぜひ各ルートごとにとっていただいて、そして多くの方が商店街を通っていただけるように、通っていただけたいと思います。そうすると、活性化策とすると、やってみなくちゃわから

ないというところもこれから出てくるという考えでいいんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 活性化策につきましては、先ほど町長が答弁しておりましたとおり、町内の商店街を通る周遊ルートの作成、これについては先ほどの3ルートでございます。これらについてはパンフレット等で情報の発信をしていきたいというようなことで考えています。それから、船岡城址公園や白石川堤の今後できます公園での臨時売店の出店、これについては多分白石川堤公園ができた場合、休憩所としてとか、それから昼食の場として活用されると思いますので、ここでの売り上げ増を見込んでおります。それから、お土産品の開発ということで、柴田町でなければ買えないような、味わえないような商品の開発を進めていきたいということで考えております。それから、商店街でのイベントの開催ということで、駅前、それから銀座通等でのイベントを行っていくというようなことで活性化を図ってきたいというようなことで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○4番（秋本好則君） ありがとうございます。これ、前半のほうの大綱1とも関係するんですけども、プランをつくって、そしてあとは補助金でやると終わりという形だけはぜひやめていただきたいんです。一緒にプランをつくるならばつくる。そして、一緒に汗をかく。その形をぜひ見せていただければ、柴田町のブランド力というのも上がってくると思うんですね。その形をぜひお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（加藤克明君） これにて4番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

13時から再開します。

午後0時12分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番広沢真君、質問してください。なお、質問は着席での質問を許可いたします。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） お気遣いありがとうございます。最初だけ立って読ませていただきます。

11番広沢真です。国による社会保障切り下げの影響について。

「社会保障は自助が基本」という自民党安倍政権のもとで、社会保障の解体が進行しています。生活保護基準の引き下げなどが行われ、また、国民健康保険の見直しも焦点にもなっています。

現在検討されているものも含めて、国民・町民の生活にどのような影響があるのか、大いに懸念があるところであります。そこで、2つの観点から大綱2問伺います。

1) 生活保護基準の引き下げの影響はどうか。

①これまでの生活保護受給者で受給ができなくなる町民はいないか。

低所得世帯向け各種減免制度の多くは生活保護基準に連動しているため、減免を受けられなくなる世帯も考えられるが、実態としてどうなのか。

②国民健康保険、介護保険の減免制度への影響は。

③就学援助や保育料の減免の影響は。

2) 国民健康保険の現状と焦点となっている見直しについて。

①国民健康保険税と国民健康保険事業特別会計の今後の見通しは。

②国民健康保険の県一本化の動きについて。

以上、お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員の生活保護基準の引き下げへの影響についてでございます。

まず、1点目でございますが、国は生活保護費のうち日常生活費用に当たる生活扶助の基準額の見直しを行い、平成25年8月1日より実施したものです。平成20年以降の物価の動向や年齢、世帯人数、地域差による影響を勘案したもので、激変緩和の観点から3年かけて段階的に見直しを行うものです。柴田町では、平成25年7月末現在、236世帯362人の方が生活保護を受給していますが、これにより生活保護を受け取らなくなった世帯はありません。

2点目、国民健康保険と介護の影響ですが、国民健康保険税の減免については柴田町国民健康保険条例及び柴田町国民健康保険税減免規則により減免を行っております。減免に該当する者は、生活保護の規定による扶助を受けている者を減免の対象としていることから、生活保護基準が引き下げられても実際に保護を受けている者については減免の対象となりますので、影響はないものと考えております。

介護保険料及び利用者負担への影響については、生活保護受給者は生活保護費から支払われ

ますが、被保護世帯から外れますと所得段階による保険料、サービス利用負担においては所得段階による高額サービス費利用限度額まで負担していただくこととなります。福祉事務所では、保険料やサービス利用料の負担をしてもなお今後の生活を継続できるか十分に考慮の上、生活保護の停止、廃止を判断することとしています。

今度は就学援助と保育料の減免でございますが、今回の生活保護基準の見直しにより影響を受ける制度については、国から「できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考えとする方針とする」とした通知がございました。要保護者に対する就学援助については、児童生徒の教育を受ける機会が妨げられることがないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等について生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象とすることとしていることから、影響はないものと考えております。

次に、保育料の減免の影響についてですが、保育料の階層区分においては従来から生活保護世帯の保育料は無料としており、また、市町村民税非課税世帯で母子世帯や在宅障がい児・者がいる世帯、その他特に困窮していると町長が認めた世帯については軽減措置として無料としております。今回の生活扶助基準の見直しによる保護廃止となる世帯がある場合は、市町村民税非課税世帯で特に困窮していると認める世帯は無料とする措置がありますので、生活保護基準の引き下げによる影響は及ばないものと考えております。

次に、国民健康保険の関係でございますが、2点ほどございました。

国民健康保険の財政調整基金について申しますと、財政調整基金の保有額の目安は、国民健康保険中央会の資料によりますと一般被保険者に係る保険給付費のおおむね1.5カ月分の基金が必要とされており、柴田町国民健康保険では約3億円に相当します。平成24年度末の現在高は約1億5,600万円ですので、これに平成24年度決算の歳入歳出差し引き残額約4億1,700万円の2分の1以上となる約2億900万円を積み立てたものから、平成25年度当初予算の歳入で見込んでいる約1億700万円を差し引きますと、基金保有額の見込みは2億5,800万円になり、国民健康保険中央会の目安の額より約4,000万円ほど下回っていることとなります。

市町村国民健康保険の構造的な背景として、年齢構成が高く医療費水準が高いと言われることもあり、例えば季節性インフルエンザの流行による医療費の増大など、財政的に不安定な要素があります。そうしたこともあり、2億5,800万円の基金保有見込み額では必ずしも安定的な財政事情とは言えないものの、本年度の国民健康保険税については税率改正を行わず据え置くことといたしました。ただし、税率据え置きは恒常的な措置でなく、今後の見通しについては医療費の動向や繰越金の状況等を総合的に勘案しながら決定していくことをご理解いただき

たいと思います。

国民健康保険の県での一本化ですが、政府の有識者会議である社会保障制度国民会議は8月6日に最終報告書をまとめ上げましたが、その中で国民健康保険の運営を一部、分権的な仕組みで市町村から都道府県へ移管することなどが明記されました。これを受けて、政府は8月21日に社会保障制度改革の道筋を示すプログラム法案の骨子を閣議決定いたしました。このプログラム法案では、国保の財政支援を拡充し、運営を市町村から都道府県に移管することについて平成27年の通常国会で法改正を行い、平成29年度までをめどに実施することとされています。

宮城県と市町村の動きにつきましては、平成24年11月に第4回市町村国保広域化等連携会議が開催されたのが最終的な情報提供の場でありましたが、県の国保医療課に確認したところ、今年度中に会議を開催する予定とのこととあります。今後は政府の法案改正などの状況や宮城県からの情報提供など、情報収集に努めながら対応してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 広沢真君、再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） 参議院選挙が終わって以降、社会保障制度改革国民会議の中身がどんどん明らかになってきて、今回もほかの議員の質問の中でも介護保険の問題なんか取りざたされましたが、私は今回は生活保護の問題と国保の問題を取り上げていくんですが、今回の生活保護、生活扶助基準の切り下げというのは、これまで制度が現行制度は1950年に現行の生活保護制度できましたけれども、それ以降にはなかった削減の動きです。ですから、なおさらその生活扶助基準の切り下げ、引き下げというのがどういう影響が出てくるのかということがこれからも心配で、まだ具体的な影響というのは見えてきていない部分もあって、これから注目する必要があると思うんですが、今のところまだ国保、介護保険の減免制度の影響、受給ができなくなる人もまだ出ていないということですが、今後もぜひ先ほど町長ご答弁のあったのできる限り受給者が受給できなくなるようなことにならないように、町としても働きかけていただきたいということとあります。そこは要望しておきます。

そして、最初に聞いた質問の中で、特に国が行ってきた扶助について影響出ないようにということは一応言われているんですが、一つ問題になっているのは、地方単独事業で行ってきた、例えば就学援助は準要保護者に対する就学援助というのは地方単独事業で行ってきたと思うんですが、これについては各自治体において判断していただくよう依頼するというふうに国は言っているらしいんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答えいたします。

文部科学省のほうからも通知として平成25年の5月17日に通知がありました中では、要保護者については先ほど答弁申し上げたとおりで、準要保護者につきましても単独事業という位置づけから国の方針をじっくり説明、国は説明して市町村はそれを受けて判断をしていただきたいというのが要請として来ております。そこで、準要保護の内容としましては、就学援助の適用を判断するのに議員ご承知かと思うんですが、その対象の世帯の人数だったり収入額と需要額の割合から算定するというようになっておりまして、その中で柴田町としましてはその収入額が需要額の1.3倍以下に該当する方に対象にするという制度で運営しております。その基準は各市町村によってさまざまでありまして、県内でもその今の数字が1.0から1.3というような数字で移行している中で、柴田町は上の設定にさせていただいているということですので、そういう中では十分な対応をこれからも見据えながら検討していくということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） それは確認できたのでよかったですと思います。

生活保護そのものの問題ですが、最近、生活保護受給者の方とお話をしたときに、かなりその生活態度に対する監視のような目を感じるというふうに言っていました。詳しくお話を聞いたら、食事をしているときにどこからか視線を感じて窓のほうをぱっと見たら、恐らくこれは町の職員ではなく県担当の方だと思うんですが、窓からこっそり食事の様子をのぞき見していたというんですね。声をかけて「何をしているの」と聞いたら、「ぜいたくな食事をしていないか、見張っていたんだ」と言われたんだそうです。ひどい話ですよ。

特に、以前ちょっと問題になったお笑い芸人の方の本来は扶養義務のない話をやり玉に上げられて以降、かなりこの生活保護の問題が一部の例えば不心得な方がまだ一部には存在するかもしれませんが、多くの方は必要な措置としてされているにもかかわらず、不当な攻撃を受けているということがあって、そういう目がなおさら厳しい話になっているのかなというふうにも思いますが、これまでそういうことを聞いたことがなかったもので、本当にあるのかどうかということなんですが、担当課でその県の保健福祉事務所のところでそういうことをやっているというのは聞いたことがありますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 福祉事務所のケースワーカーがそういう調査を行っているというこ

とは、そういう監視的な行為については聞いておりません。ただ、いろいろな訪問等もあります。相談等に応じたり、いろんな課でそういう相談に応じたりしていることは現実的にはございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） 要は今生活保護の基準を下げるのと同時に、受給者を少なくするということが至上命題として恐らくは県の保健福祉事務所に対しても言われているんだと思うんですが、そういうある意味人権を無視したようなやりとりがもしあるような実態があれば、町としてもきちっと抗議をするようなことを考えていただきたいなというふうに思っているところです。

それと同時に、今その生活保護費、生活扶助基準の切り下げのあった以降、全国で生活保護の不服審査を求める動きというのが一定出てきています。これについて、できるということを町としてきちっと押さえているかどうかというのを伺っておきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 情報としては伺っております。手続が行政不服審査を経て最終的には裁判という手続等については流れ的なものは承知しております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） 市のレベルですと、独自の福祉事務所を持っていますのでそこに直接行くということはあるんですが、町の場合には町が仲介というか、町が窓口になって県に対して生活保護を申し込んで受給をするという形なので、多くのそのそういう受給者の方は不服あるいは疑問がある場合には町に来ると思うんですね。そういった場合に、その審査請求をやるような手続をきちっと担当課で押さえていて、その福祉事務所に対する手続についてもきちっとレクチャーできるような形をとってほしいんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） そういう相談があった場合と仮定して、これは行政行為措置ですので、それに不服があれば行政不服審査の申し立てという手続等については、これは法的に定められて裏づけされているものですから、相談があればお話ししてもよろしいかと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） それらの現状はそういう状況だと思うんですが、あと毎回そのマスコミの報道で受給者の数が最高を更新した、更新したという報道があるんですが、柴田町のその受

給者の動向というのは今どんな感じでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。（「人数は聞きましたけれども」の声あり）

○福祉課長（駒板公一君） 失礼しました。柴田町の生活保護の受給者の推移でございます。平成25年度の7月は先ほど申し上げたんですが、24年度末3月時点では241世帯の保護受給者が366人、1年前、23年度が受給世帯数が246、人数的には383、参考に申し上げますと、22年度末では245世帯で388人ということで、横ばいの推移で流れているというところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） 受給世帯の減の理由というのは主にどんなところでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 昨年とこの1年の比較ですが、マイナス5件となっておりますが、実は新規が37件その中にありまして、廃止が42件と。その廃止の一番多いのが収入増で15件、亡くなられたケースが14件というのが多いということで、収入増と死亡がその減の一つの要因かなというふうには思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（広沢 真君） 収入増というのは、例えばその受給者が改めて雇用されて給与収入があったのか、あるいは一時的な収入によって一時的に廃止されたのかということもあると思うんですが、その部分についてはどうですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） いろいろな理由があると思うんですが、保護基準というのは生活最低費ということで、それを上回る収入があった場合に保護世帯から外れるということになります。一時的な収入または就職的なこともあると思うんですが、詳しくはそこまでの個々のケースについてはちょっと今手元にはございません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（広沢 真君） 一時的な収入の方で一時的に廃止されて、その後その一時的な収入を生活費などで消費したというふうになされて、再びその受給された方というのはどれぐらいいましたか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） そういうケースもあろうかとは思いますが、数字的には押さえておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうすると、柴田町の亡くなる人も高齢の方も結構いるので、亡くなってその受給者がいなくなるということも含めてなので総体的にはやはりふえているのかなというふうに思いますが、やはりこの生活保護のふえているのは、何もそれぞれ個人の努力不足というのはよく言われますが、そればかりではなく、現状で言えば不安定雇用がふえて職を失いやすい環境がある。要するに、首切りで雇用の調整弁として臨時雇用の人たちが数多くいるということがこの生活保護と直結して、雇用が切れれば生活保護受給というふうになってしまうということが、今一番大きな問題となっていると思うんです。その部分でもぜひ、今マスコミや、あるいは政府の一部の人たちが言っているように、一部の不心得者のことだけをことさら大きく言って、生活保護イコール悪のようなそういう報道をされていますが、しかし実態は多くの場合にはその困っている人たちのセーフティネットであるということをぜひ念頭に置いて、この基準引き下げがこれからもっと影響出てくると思うんですが、その点も踏まえて町としても対応していただきたいというふうに思います。

これからもできる限り受給廃止が、この基準引き下げによる受給廃止が起こらないようなそういう働きかけ、あるいは詳しくその受給者の、受給希望者の生活実態や、それから言っている中身もきちっと聞いた上で判断をしていただきたいなというふうに思います。これは要望です。

では、ここにも関連してくるんですが、今度医療の問題、国民健康保険の問題にも触れていきます。

先ほどその減免制度についての影響はないというふうな話が出ていましたが、それともかわるかとは思いますが、国保、それから後期高齢者医療制度、それから介護保険ですね。これについて以前柴田町議会でもその被災者の窓口一部負担金減免の制度を国の補助がなくなつてからも続けてくださいという請願を上げたこともありました。請願というか、意見書を上げたことがありました。それについて、県のほうでどうするかということが議論されまして、意向調査がされているはずなんです、これについて国保、後期高齢者あるいは介護の問題でその意向調査について町はどういうふうな回答をしているのか、ちょっと伺っておきたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 東日本大震災の被災者に係る一部負担免除の県のほうの動きですけれども、今議員おっしゃるとおり、平成25年3月末でもう助成支援のほうが打ち切りとな

りまして、全ての保険者について終了しております。その後、県議会の6月定例会のほうで一部負担金の免除を求める請願書が出されております。それを受けて7月末に県のほうから一部負担金の免除が可能かどうかの意向調査がありました。それで、柴田町のほうとしましては、実施可能である旨の回答をしているところです。それで、県内の意向の調査の結果では、21の自治体を実施できるというような状況でございました。判断できないのが8自治体で、できないのが1自治体というような内容でございました。

その後、8月13日に改めまして意向調査が再度ありました。何か前回の調査では判断できないというような市町村があったというようなことで、改めて追加の調査がありました。町では前回同様実施できるとして国が全額財政支援をすることを前提に従来の内容で引き続き要望するべきであると回答しております。結果につきましては、県内の実施できるとした自治体は25とふえております。難しいとした自治体は10市町村という内容になっております。

それで、県では8月末にこれまでの市町村の意向確認の結果をもとにしまして、県知事、それからあと県の市長会長、それから県の町村会長の連名で国のほうに要望する今段取りでいるというようなことです。

以上です。

- 議長（加藤克明君） 後期高齢。福祉課長。いいのか。健康推進課長、済みません。
- 健康推進課長（宮城利郎君） 大変申しわけありません。後期高齢も一緒の流れです。
- 議長（加藤克明君） 介護保険。福祉課長。
- 福祉課長（駒板公一君） 介護保険については、当初国の財政措置がございまして減免したんですが、国のその財政措置が切られるということの時点でちょっと隣接の市町とも相談したんですが、県内の動向を見ながら保険料には結構影響するものですから、その時点で減免はやめるというふうに判断しました。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 11番（広沢 真君） 意向調査についてもそのように回答したということでもいいんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。
- 福祉課長（駒板公一君） 国の措置が財政措置があればという条件つきだったんですが、それが無いということもあったものですから、その時点で減免措置はやめるという判断をしました。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） それで、その国保、後期高齢者についてはこの減免が今ストップしている国保、介護もそうですけれども、ストップしている状態で、受診抑制などの現状というのは柴田町で起こっていないかということがちょっと心配なんです、例えば沿岸部の仮設に入っている人が当初減免があった当初までは、例えば高血圧の治療を続けていた、糖尿病の治療を続けていたけれども、その一部負担金が復活したために負担できなくて、治療を中止するというような状況がふえている中で、例えば仮設で脳卒中を起こして亡くなる、亡くなっていたですね。であるとか、糖尿病が悪化して結果的に高額医療かかるというような事例が数多く生まれていると聞いているんですが、そういうその受診抑制の実態などというのは実例としてつかんでいればお話しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 受診抑制の関係ですけれども、町のほうでは実際実態のほうは把握しておりませんが、平成25年3月でその一部負担免除がなくなった際もその方々から苦情等、電話等の問い合わせ等もなかったところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 介護のほうは例えば利用をしなくなるといったような現象というのは起こっていないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） そういうお話は何っておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） あるいは、もう最初から申し込んでいないのかもしれないので、その部分のデータはつかめていないのかもしれないんですが、ぜひその特に住民票を持って避難されてきた方ですね。そういう方々が今その介護を受けるのを控えていないかどうかということも含めて、できればデータを、データというか、調査もしていただければなというふうに思うんです。でないと、例えば介護する方を抱えていながら仕事に出る、あるいは何かほかのことをするということが非常に困難な状況がある家庭だったりすれば、それはもう社会生活にもかなり影響する部分がありますから、その部分の調査、300人ぐらい入ってきているという話ですけれども、世帯数でどれぐらいになるのか、ちょっとまだつかんではないんですが、できればその人たちにも新しく、例えば沿岸部から入ってきた人などについての介護についての意向を聞くなんていうことはできないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 柴田町に住所を移された方については、柴田町の被保険者ということとでいろいろ情報なり相談もあるわけなんですけど、住所を移さないで仮設で柴田町にお住まいになっている方もございます。そのケアといいますか、支え合いということで今社会福祉協議会で月1回ずつサロンを開催しております、二、三十人ぐらい、1回20人程度ぐらいになりますか、その人数ぐらいの方がお集まりになっているようでございまして、その中でいろいろ情報交換、意見交換等、また、何かあったらつなぎ的なことを社会福祉協議会のほうにもお願いしておりますので、今のところそういうルートを通じてのお話といいますか、情報についてはございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） わかりました。情報をつかめれば、そういう部分もしあれば、私のほうにも情報をいただければなというふうに思います。

ちょっと先ほど聞くのを忘れて順番が逆になるんですが、その生活扶助基準の見直し、引き下げについて、影響について伺い忘れたことがあってちょっと聞きたいんですけども、税制の問題で、済みません、ちょっといきなり飛ぶんですが、個人住民税の非課税限度額というのは生活扶助基準の見直しで大きく影響を受けるのではないかと思っているんですが、これについて国のほうから何か示されるということはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） 今のところは国、県のほうからは指示等は出ておりません。ただ、まだ平成26年度の税制改正がこれからですので、今後注目していきたいと思っています。

（「わかりました。では、今後注目します。ありがとうございました」の声あり）

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） では、本格的に国保のほうに入っていきますが、国保の先ほど基金の保有状況なども聞きましたが、確かに毎年インフルエンザのはやりぐあい非常に気になって、ことしはやったら来年また値上げになるんじゃないかなんて話をせざるを得ないようなそういう状況なんですけど、国保の状況でその中で今また国保の都道府県一本化というのが出されてきています。これについて、自治体によっては財政難に苦しんでいる市区町村の中では広域化を歓迎するという声もあるんですが、実際にどうなのか。その部分がまだまだ明らかになっていない部分があります。これについて少しやりとりをしたいんですが、町長、前にも聞いたことがあったと思うんですが、この都道府県単位化についての考え方、受けとめ方はいかがでしょうか。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。
- 町長（滝口 茂君） やはり国保を柴田町単独でこれから持続するというのは困難でございますので、やはり県一本化、その方法はいろいろとあるんですが、やはり県も混ざって国民健康保険というのを考えていただかないと、もう町単独では限界になるというふうに思っております。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 11番（広沢 真君） そこなんですけれども、果たしてその都道府県単位化でいいのかということが、私の考え方でありまして。国の問題というふうに言われればそれもそうなんですけれども、ただ、町がきちっと受けとめて考えなければならぬ問題だというふうに思っているんです。今、例えば国保が大変だと言われている中には、国保税の高騰というのがあります。この国保税の高騰の原因というものの一番大きな原因というのは何だと考えますか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。税務課長。済みません。では、健康推進課長。
- 健康推進課長（宮城利郎君） 国保税の高騰の関係ですけれども、ご存じのとおり市町村国保が抱える構造的な問題としまして、加入者の年齢構成、それから医療費の水準が高いというところが大きな原因ではないかなというふうに考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 11番（広沢 真君） 当然そういう事情はあるとは思いますが、一番大きいのは、最初制度としては国と県と町で負担するというをやっていた、その国の負担部分がどんどん減っているということが国保税の高騰に大きく影響しているのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（宮城利郎君） 多分創設当時、国のほうは50%ぐらいの負担があったと思うんですが、柴田町でもちょっと総収入に占めるその国のほうの負担の割合を見ると、平成24年度の決算で21.6%ぐらいとなっているところです。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 11番（広沢 真君） そこがまず都道府県化にかかわっているところで大きなところだと思うんです。この都道府県化単位化が出されて以降、国保負担の削減がどんどん進められています。都道府県を中心にですが、町もそうですが、地方の負担は増加の一途をたどっているということです。この経過の中では小泉改革の三位一体改革で税源移譲は地方交付税を補填するということがありましたけれども、実際には交付税総額削減されていますので、その約束を守ら

れない中で医療費の増大に伴って地方負担が増加しているということが、一つ大きな国保税の高騰の原因になっているというふうに思われます。研究者もそういうふうに指摘しています。

これはやはり本来社会保障制度という制度設計や財政運営に責任を持つべき国が責任をどちらかというともう放棄し始めているということが大きなことだと思うんです。ここが都道府県域化が進めばとまるかといえば、この都道府県単位化の一番国がやろうとする目的の一つに国の負担の削減というのがあると思うので、ここがまず第一に都道府県単位化によってその保険者が楽になるかどうかという点では楽にならないということが言えると思うんです。

それと同時に、国保財政がさらに悪化するという点で考えなくちゃならないのは、これまで各保険者が独自に努力を続けてきたこと、例えば柴田町ではやっていないですが、値上げを抑えるために一般会計からの法定外繰り入れをする。こういう努力というのはもうできなくなる。さらに、柴田町でもやりましたけれども、国保法44条に基づく窓口負担の一部減免、この制度についてこれが県の単一化になった後にできるかどうか。恐らくはできないんじゃないかと言われているんです。それは、その44条の減免をする際には独自に予算をつけなくちゃならないです。だけれども、独自の持ち出しを行うということを宮城県では恐らくやらないのではないかとされていて、そういう点でも制度が後退するのではないかとということなんです。

あと、何よりも考えなくちゃならないのは、範囲が大きくなることによって、地域の実情や市民の生活実態を無視した国保税ですね。どこに基準を置くのかわかりませんが、宮城県単一化になれば、一番基準とされるのは仙台市あたりでしょうか。仙台市だったら、恐らくその滞納の額も相当な額に上っていますし、あとある意味滞納者に対する対応というのは機械的に資格証明書を出しています。そういう状況の中で、柴田町は例えば前々からお聞きしていますが、資格証明所等を出さずに短期保険証で対応して、滞納者であっても丁寧に対応して国保税徴収の努力をしているんですが、その努力をできなくなるという考えにならないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） おっしゃるとおり、都道府県単位化の運営が実現してしましても、一番やはり住民に近いのは市町村です。というようなことで、窓口の業務であったり、保険業務、そういったものに何らかの形で主体的にかかわっていかなければならないという点では、共同の運営というんでしょうか、共同作業というような形になってくると思います。ただ、まだまだその情報が正直、先ほど町長がお話し申し上げましたとおり、情報が少ないとこ

ろです。それで、今後の国、県のそういった会議等を注視しながら検討というか、注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） ちなみに県内で、例えば近隣でも滞納者に対する対応の違いというのは自治体ごとに大きく違ってしまっていて、例えば近隣で言えば、前にもお話ししたかもしれませんが、白石市や川崎町だと資格証明書出しています。仙台市ももちろん出していますから、その一本化されたときにどちらに基準を合わせられるかですね。そこがやはり一番大きな問題として考えなくてはならない点で、仙台市あたりの基準に合わせられたら柴田町は努力したことをみんな無にしてしまうというようなことにもなりかねないと思うんです。その点で、ぜひ町として考えていただきたいのは、何か責任が都道府県一本化によって大きく上に行くことになるというふうに思うかもしれませんが、逆に柴田町の負担感というのは大きくなるのではないかと私は考えるんです。例えば国保税の問題、今は私がこうやって一般質問で議論をして、あと国保税の値上げなどについては柴田町の議会で議論できます。だけれども、都道府県一本化になると、例えば仙台市の医療費がどんとふえました。国保税上げなくちゃなりません。でも、柴田町の医療費はふえていませんといった場合でも自動的に、県議会で議論するということはありますが、柴田町の事情に関係なく上げられる。むしろ、そういう例のほうが多いのではないかというふうに思うんです。その部分のリスクなんかも含めて考えたことあるでしょうか。その辺も含めて、一般論にはなると思うんですが、その辺もちょっと考え伺いたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 今回の社会保障等の国民会議の中での報告書におきましても、それは県、それから市町村、移行した場合に、県一本化になった場合についても、被保険者保険、県ですね。県、市町村、それから被保険者の関係者が協議する場をそういった仕組みを構築するというようなことで報告もありますので、そういったもので対応できていくのかなというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） まだ具体的に県のほうも出しづらいんだと思うんですが、出してきたらぜひ今挙げたようなリスクを考えていただいて、ただ単にその単独の自治体で運営がきびしくなっているからということで、その一本化に機械的にするというのではなく、町としてのメリ

ット、デメリットというか、今のお話だとデメリットのほうがはるかにメリットを上回っているんですが、そういう部分もぜひ考慮していただいて議論に参加して、一本化、私はしないでほしいという考え方なんです、その部分についてぜひご考慮いただきたいというふうに思っています。その点について、今後その議論に参加する際の考えるポイントとして、今挙げた点を考える余地はあるかどうかということを知りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 今回の提言書の中の本一本化なんです、会議のほうの議論の中ではご承知のとおりですが、県単位でその保険料を均一なものとして設定するのは医療費の水準でそれを考慮して設定するというような含みも持たせていただいております。今後、先ほど町長も申し上げましたとおり、連携のいろいろな会議もごございます。それから、市町村長の会議等もごございますので、そういった場でこちらのほうから希望的なことについてはお話をさせていただきたいというように考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 最後にしますが、この国民健康保険ですね。最近いろんな場面で相互扶助であるとか、あるいは相互共済だとかというふうな考え方を持っている自治体関係者の方います。けれども、その国民健康保険というのは最初できた当初は、戦後の復興期に日本国民がお金の心配なく安心して医療を受けられるようにつくられた社会保障制度なんです。これは何回か議会で言ってきましたが、その国民健康保険法第1条に「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」というふうに書かれている制度なんです。だから、本来的にまずその財政運営からだけこの保険の制度を議論するだけではない、いわゆる弱者救済の考え方も絶対必要な制度なんです。今、特にアベノミクスの中で社会保障制度を削る。生活保護もそうだし、介護もそうだし、この国民健康保険医療もそうなんです、この国民健康保険制度ですね、戦後復興期にできたからもう役目は終わったかというところではなくて、例えば今国保加入者の収入所得というのはどんどん減り続けています。まさにこの弱者救済の国民健康保険制度というのがこれからの社会にとって最も必要な社会保障制度の一つになっていると思っています。

この問題については、先に国民皆保険制度をなくしたアメリカの事例を見ると、この制度が崩れてしまうとどういうことになるかというのが明らかだと思うんですが、アメリカでは1980年代にレーガン大統領のレーガノミクスという経済政策、どこかで聞いたような名前なんです、中で、日本で言えば国民健康保険に当たる制度をなくしました。その後、この医療を受けられる、受けられないの話が経済格差、貧富の差に大きく左右されるような国になっていま

す。今、政権を担っているオバマ政権が最初に大統領になるときに最初に掲げた政策が、まだ実現はできてはいませんが、その国民皆保険制度医療保険の再構築ということを上げているんですが、一旦この制度を崩してしまうとアメリカのように無保険者がふえて、風邪を引いて受診ただけで1万円ぐらいかかる。そういうような社会にもなりかねません。その一里塚の一つとしてこの都道府県一本化というのが考えられていると私は思います。その点でも、ぜひ町としても慎重に考えて、都道府県単位化についてメリット、デメリットをきちっと見た上で意見を述べてほしいということを最後に述べまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて11番広沢真君の一般質問を終結いたします。

次に、10番佐々木守君、直ちに質問席において質問してください。

〔10番 佐々木 守君 登壇〕

○10番（佐々木 守君） 10番佐々木守です。大綱2点、お伺いいたします。

第1点目、**介護保険制度の改正**について。

厚生労働省は、介護の必要性が低い「要支援1」「要支援2」と認定された人々のサービスを将来は介護保険制度から切り離すことも含めて見直していく方針のようですが、町はどのように対応していくのかと、さきの6月議会においても質問しました。政府は社会保障制度改革国民会議の答申を受け、9月臨時国会に法案を提出する予定のようです。町では、どのように対応しようとしているのか、伺います。

1) 介護の必要度が低い「要支援1」「要支援2」と認定された人向けのサービスについて、現在、介護保険から支払われている予算で行われているサービス提供を今後も同じようにできるのか。

2) 年々増加する介護費用を抑制するためには、今現在町で行われているサービス提供を縮小する方向で考えるのか。

3) 政府は、町の負担軽減としてボランティア、NPOなどを活用して柔軟、効率的に運営できると提言している。さきの6月議会の一般質問において、町としてはこの方法では負担の軽減にはならないと答えているが、今考えられる別の方法はあるか。

4) 今年度の議会懇談会は、「介護の実態と、これからの介護」をテーマとして実施したが、難し過ぎるとの意見があった。この改正をどのように町民に説明していくのか。

5) 今回の改正で介護保険料が上がるのではないかと心配している方々もいるが、町としての考えは。

大綱 2 番目、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果について。

7月28日から29日の山口、島根、8月9日の秋田県仙北町の集中豪雨は、「これまで経験したことのないような大雨」という言葉で表現されました。日本各地で記録的な短時間大雨情報が発表され、甚大な被害が発生しました。当町でも、このような被害がいつ発生するかわかりません。

県は、土砂災害が発生する恐れのある区域を明らかにして、避難に資する情報を提供すること等を目的として砂防の基礎調査を実施し、このたびその結果が発表されました。そこで伺います。

1) 宮城県全域において、崖崩れで大きな被害を受ける可能性がある「急傾斜地崩壊危険箇所」が1,841カ所、土石流で大きな被害を受ける可能性がある「土石流危険溪流」が1,359カ所、地すべりで大きな被害を受ける可能性がある「地すべり危険箇所」が105カ所の3つに分けられているようだが、当町の対象箇所は。

2) 県の説明会は8月25日行われたようだが、町としての説明会を行うのか。

3) 土砂災害警戒情報等が発表された場合、避難経路や避難場所についてはどうなっているのか。

4) 調査結果に示されている本船迫字沢田の沢田沢については、過去に災害復旧工事の対象となったが、道路分の復旧工事が終わっていない。いつ工事を実施するのか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木守議員、大綱2点ございました。

介護保険制度の改正でございます。5点ほどございます。

まず、1点目、今回の社会保障制度改革国民会議の報告を受け、社会保障審議会介護保険部会において検討後、年末に予定される答申を受けて、来年度の通常国会に介護保険法改正法案が提出され、国会の議論を経て決まっていく流れと思っております。改正介護保険法を受けて、確かなところは未定であります。第6期介護保険事業計画策定に関していくものと受けとめているところです。要支援認定者に対して行われる介護予防サービスは、介護予防給付ということで利用者負担を除いた分の半分が保険料、残り分が国、県、町が一定のルールによる負担割による財源構成となっております。

きょう議論されている要支援者への給付見直しは、介護予防給付から市町村事業の（仮称）

地域包括推進事業に移行するという一方で、これまでの財源構成で実施できるものか、現段階では決定していないものであります。そのため、要支援者には新たに国の方針が示され、市町村事業として構築していくこととなりますので、これまでと同じようにできるかは現在のところ不確定といわざるを得ないというのが実情でございます。

2点目、要介護者に対する介護保険サービスについては、介護保険法によって一律にサービス体系が定まっておりますので、サービス提供を市町村の意思によって調整できるものではありません。必要とされる介護保険の事業費を見込んで介護保険事業計画等を策定し、保険料を設定しているところでございます。

きょう議論されているのは、要支援者への介護予防給付が（仮称）地域包括推進事業として市町村事業へ移行となりますと、各市町村の事情、地域特性により市町村の裁量によるところが大きくなります。1点でもお答えしましたが、国の方針を確認し、市町村事業の新たな構築に努めてまいります。

3点目、医療から介護へ、病院・施設から地域・在宅への観点から、地域包括的ケアシステムづくりを早急に推進することが不可欠であります。今後、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実等を行いつつ、新たな効率的な事業の再構築が必要であるとのことから、介護保険制度以外の新たな事業展開をボランティア活動やNPOなどのインフォーマルサービスの活用をするとともに、既存のサービス資源の活用と一般企業や個人事業などの参入も必要なものと考えております。

4点目、今後、厚生労働省からの改正に係る法律や規則が示され、第6期介護保険事業計画期間からの段階的实施に合わせ、新たな事業の説明がなされるものと思われまます。その事業の実施時期に合わせ、適切に制度改正の内容と新規事業の説明を広報やお知らせ版を初め、介護保険事業者への集団指導、柴田町地域包括ケアネットワーク全体研修会、また、ケアマネージャー情報交換会を初めとする各部会などで実施し、介護保険サービス利用者にご理解をいただきたいと考えております。

5点目、第6期介護保険事業計画で算定される介護保険料は、要介護認定者の増加と介護サービスの利用数の推計から算定されるもので、今後の高齢者数の伸びから介護給付費の増大が予想されます。今回の改正によるものとしては、国民の保険料に係る自己負担の増大を抑制する方向で議論されているところでございます。

大綱2点目、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果でございます。4点ほどございました。

まず、場所ですが、通称「土砂災害防止法」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」という正式名称の法律でございます。土砂災害（崖崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある箇所では対策工事というハード対策だけでなく、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限等のソフト対策を行う必要性が強く認識され、平成13年4月に土砂災害防止法が施行されたものです。柴田町では、土砂災害が発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所として76カ所、土石流危険渓流は64カ所、地すべり危険箇所は4カ所、合わせて144カ所を宮城県が公表しています。

2点目、宮城県大河原土木事務所主催で8月25日日曜日午後1時より、区ごとに3回に分けて午後8時まで船迫生涯学習センターを会場としまして、29C区、29A区、29D区の396人の地区住民、地権者等を対象に、西船迫地区の13カ所の説明会を開催し、163人が参加しました。大河原土木事務所河川砂防第2班4名と、町から都市建設課、総務課の4名の計8名が出席し、参加者からの審議応答に対して回答いたしました。

そのときの審議の応答の主なものは、「町ハザードマップと今回調査結果とのずれはどのようにするのか」「警戒区域に判明したが、県町での対策支援は」「警報ブザーを設置できないか」「危険箇所の整備はどのようにするのか」などがありました。すぐ回答できるものはその場で回答いたしましたが、予算が伴うもの、大規模なものは大河原土木事務所と調整して回答することとしてきました。

自主防災組織への出前講座や関係機関と連携しながら説明会を開催してまいります。

3点目、土砂災害警戒情報等が発表された場合は、町の災害・防災メールに登録した方にはメールでお知らせします。町では、土砂災害危険箇所の巡回パトロールをいたします。土砂災害警戒情報が発表されたからすぐに避難すべきということではございませんが、安全を確保し、いつでも避難できる準備をお願いいたします。

避難勧告・指示が発令された場合は、直ちに船迫小学校地区の住民においては優先開設避難所としての船迫生涯学習センターに避難するよう、広報・誘導いたします。自主防災組織では、災害発生以後の一時避難場所として近隣の公園・広場・集会所等を決めておりますが、今回の調査結果によると船迫小学校の西側が土砂災害警戒区域の範囲となりますので、災害の状況によっては優先開設避難場所としての船迫生涯学習センターまで避難することもあります。さらに、被災者数及び災害の状況に応じては、船迫中学校、柴田高等学校を随時開設避難場所としております。各自主防災組織による日ごろの訓練により、土砂災害警戒地区や土砂災害特

別警戒地区を除いた避難経路を確認してもらい、よりよい経路を策定してもらうよう努めてまいります。

4点目、道路の復旧工事については、7月末に施工業者を決定しております。現在は準備段階ですが、ブロック積工や横断函渠の入れかえ、大型側溝布設などの工事を年内の完了を目指して進めておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（加藤克明君） 佐々木守君、再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今、町長から答弁をいただいたんですけども、法律がまだ確定されたわけではないので、私が心配するいろいろな質問に的確に答えられるかどうかはわからないとは思いますが、今現在予想される観点からでも結構ですので、お答えを願えればと思います。

まず、第1点目ですね。私は要介護支援の方々が完全に健康を取り戻すため、この支援をいただいているいろいろな活動をしながら社会復帰を目指すというのが、この要支援の目的ではないかと思うんですが、町の見解はどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 介護保険の要介護認定の中で要支援の区分されている方については介護予防ということで、介護予防サービスということで支援を受けながら自立した、一部支援を受けながら自立した生活を送っていくというそのレベルが要支援のことになります。ですので、この方々がよくなれば、その要支援から外れて支援を受けなくなればなお結構なんですけど、またその重度化しないように、要介護にならないように、機能訓練等そういうものを心がけて、そういうサービスを受けながら重度化しないようになっていただければというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そのとおりだと思いますね。回復しなければ、またそれが重くならないように、要支援から要介護に移っていかないように、できれば1年でも長くその要支援が続けられて要介護のほうに回っていかないという形が理想なのではないかなと。こういう目的でいろいろやっていくとすれば、今国で考えられているその要支援、住民の健康を守るという観点を町のほう自治体、市町村のほうに移していきたいとこのように考えているようですけども、私としては個人的にはそういうところに市町村に持っていかれた場合に、いろいろなそのサービスが低下する。そういう影響があるのではないかなというふうに心配をしているところ

です。特に、法律上からいっても、何も柴田町だけじゃなくて国民全体が等しく同じようなサービスが提供されてしかるべきかなど、このように考えているんですが、この法律が施行され、市町村に任されるということになった場合に、本当に今まで現在行われているいろいろな柴田町の支援活動ですね。これがサービスの質を落とさないでやっていけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 現在の介護の予防のあり方なんですけど、これは介護予防給付ということで全国一律に行われている、全国一律共通のサービス体系になっております。これが市町村事業へ移行となりますと、それぞれのその市町村の考え、また、その地域のニーズと申しますか、そういう裁量によって事業の内容となっていくと。今までの全国一律の内容からそれぞれの地域特性に応じた形に変化していくということになります。

そこで、質の低下ということの懸念でございますが、私どもとしてはやはり介護予防の重要性というのを非常に認識しておりますので、重度化しないように、また、元気で日々の生活が地域で送れるような状態になるために、今までのその介護予防サービスのものを市町村事業としてどういうふうに構築していくか、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 先ほど町長からも答弁があったんですけども、国、厚生労働省はサービス提供の財源が介護保険から同じようにできるので、今は画一的なメニューしかできないので、自治体が努力すれば質を落とさないで効率化を図ることができるというふうに答えているわけなんですけれども、町と国との考え方でちょっと違うんじゃないかなど。先ほどの町長からの答弁からすると、町は質を落とさないでこれからやっていくのはかなり厳しい面があると。逆に言えば、町自体ではちょっと無理だというような回答のようにも聞こえるんですが、もう一度その点お考えを聞かせてください。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 町としては、市町村事業に移行する段階、まだそこら辺の内容についてまだまだ不明確と申しますか、不透明なところもございます。国の段階では国民会議の報告を受けて、現在社会保障審議会の介護保険部会で内容の検討を行っております。これが年内もう六、七回予定されているようなんですけど、それが年内にまとまって、それが介護保険の改正に手続に入っていくと。それが来年の通常国会ということで、その後、私どもとして現段階新聞報道でけさほどもあったんですけど、断片的な情報なものですから、そこをトータル的に考

えて市町村事業がどうあるべきかというものを考えていきたいと。ただ、国のほうの断片的な情報の中では経費は介護保険事業で負担する、財源措置するということが言われていますので、その点はちょっと安心はしているんですが、ただ、きょうの新聞を見ますと、まだ事業の上限額が出ているということもございます。ですから、今までのような形、規模というものはちょっと難しいところもあろうかとは思いますが、その介護予防の重要性を認識して新しい市町村事業への構築というものに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 介護給付費が平成13年度に9兆4,000億なんですね。それで、平成25年度には21兆円に膨らむという推計などがされているわけなんですけど、柴田町においてはこのような現状の中で、今現在全国一律の基準や料金で掃除や買い物など家事援助のサービスを提供しているんですけども、そういうことも今までどおりやっているとお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えします。

現在の介護の給付費、トータルで20億6,900万ほどかかっているんですが、その中で介護予防サービス給付費が9,470万ほどかかっています。これ24年度の実績です。全体経費の中で介護予防給付費は4.6%の割合となっておりますが、この中で一番多いのが介護予防の通所、介護予防通所介護がその介護予防給付費の中の半分ぐらいがその中でかかっていると。よく話題になっているその訪問介護ですね。訪問介護がその給付費の16%ぐらいが負担割合となっています。ただ、件数的にはこの通所介護も多くなっています。この分のサービスの半分がいわゆる生活援助といいますか、家事援助的な掃除的なものが入っていると。その分野等が今现阶段で考えられるのがボランティアなり、そのNPOなりの力をおかりするというふうな部門かなというふうにも思っております。そこら辺がこれまでの経費の負担の構成からしてちょっと変わってくるのかなというふうにも思っておりますが、それについては今後どのような補助事業といいますか、市町村事業に構築していくか、先ほどの答弁にこうなんですが、不透明なところがございまして、今後その国の情報を得ながら検討を重ねていきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） この要支援1・2ですね。健康を守っていくための活動をいろいろしていただいているということでお話を申し上げているんですけども、要支援1から2へ移行している数が結構ふえているんですね。これは町の調査なんですけれども、平成19年には要支

援の方が182名なんですね。それで、要支援2のほうが69名と、こんな形になっているんですけども、これが平成24年になると要支援が221名にふえるんですね。ですから、こういうサービスがきちっとできなくなった場合には、もっともっと今度は要支援じゃなくて要介護のほうに移行していく人がどんどんふえていくのかなという心配をしているわけなんですけど、そういう統計についての推移から見て、町としてはどういうふうを考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） いわゆる要介護認定者数の伸びなんですけれども、今議員おっしゃられた平成19年度末の要支援1と2の数182人、69人という数字ありました。要介護まで含めた人数が931人です。平成19年度末が。これが24年度末、今年の3月末だと1,326人、合わせてですね。要支援1、2については53人、221人ということなんですけど、全体的にその認定者数がふえてきているという実態があります。これは高齢者数の伸び、また、その認定率の増ということもあって、全体的に膨らんできていると。要支援から要介護になれば重度化になっているということにもなりますので、そういうことにならないような要介護、介護予防といいますか、そういうサービスといいますか、その事業が必要になってくるというふうにご認識しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今、ボランティアとかNPO、こういった方々を活用してコスト削減を図っていくと。政府のほうではこういうものを活用すればコスト削減できるというふうに言っているわけなんですけれども、先ほど課長のほうからもNPOやボランティアの方々を活用してこういう事業を進めていけば、そんなにコストが上がらないのではないかとというような形の発言だと思うんですけども、実際にそうでしょうか。これから団塊の世代が65歳以上どんどんふえてくるわけですね。その場合に、今のボランティアの方々とかNPO、柴田町の組織から見て対応していけるように、いけるというふうにお考えでしょうかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今後の介護サービスのあり方として、高齢者数がふえていくことによって介護サービスを必要とする方もふえていきます。そうすると、介護のサービス費、その経費的なものも膨らんでいくというのとあわせてマンパワー、今介護サービスに従事している方、その方もその高齢者数の伸びにリンクしてマンパワーもふえていけばよろしいんですけど、マンパワーが不足してくるということからすると、全体的にその介護予防サービスの重度化さ

れた方へのサービスをそのマンパワーを移行といいますか、要するに重点化を図る、効率化を図るというふうな、そうすると軽度者のその生活介助的な面でボランティアとかNPOの力をかりるといふことの意味合いも、もちろん経費的なこともそれはあろうかとは思いますが、それとはまた別問題としてそのマンパワーの問題解決のためにボランティア、NPO等の一般企業等も入ろうかと思いますが、そこら辺の活用ということも出てくるというところがございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そうすると、考え方としてはボランティアだとかNPOは在宅介護とか訪問介護とか、そういうふうにこれから回していかなきゃならないと。そうすると、要支援の方々の活動を誰が支えていくかということになると思うんですけども、これからそうするとそういったボランティアとかNPOの育成、あるいは創立といいますか、NPO法人が設立してくるための手助けとか、組織づくりとか、そういうことも今度はやっていかなきゃならないというふうに今現在考えていらっしゃいますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 要支援者へのサービスが市町村事業へ移行するということがどんどん明確になってきているんですが、その中でボランティア、NPO等の活用ということも国民会議の中で提言されております。その介護予防サービスの内容で、先ほど来申し上げていますが、家事援助的なものでボランティアなりNPO等が担える分野、また、従来どおりそのデイサービスとか身体介助とかというのは、排泄行為の支援等もあるんですが、そういうものについては有資格者なりといわゆるすみ分けといいますか、役割分担を決めてすることによって、全体的なマンパワー対策なり、その要支援者への支援というものを新しい事業として構築していくという一つの要素としてそういうものを今、国の情報をもとに考えているところがございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 先ほど町長のほうからも、今度はこの介護保険制度が確定した段階で、町としてもいろいろ町民の方々に制度を理解していただくための講座を設けたいということのようなんですけれども、今回議会としても介護をテーマにして懇談会をやらせていただいたんですが、なかなかその介護制度そのものが難しいという意見もいただいております。そんな中で、ではどういうふうにこれから説明していくのかなということをちょっとお伺いしたいと思うんですけども、まず、第1段階として平成12年にこの介護保険制度が設立されて、

健康維持のためという目的、それから18年には本格的な予防介護を重視した形のシステムへ転換ということで法改正が行われたと。今回のその法改正のテーマは、一つは要支援1・2の方々に対するサービス提供を市町村でやってもらおうと、こういう改正だと思うんですね。その3段階をきちっと理解していただくためには、かなり町としての説明の仕方が難しいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今議論されておりますこの介護保険の制度改革についてはいろいろ所定の手続、来年度、通常国会で改正介護保険法が議論されまして決まっていくものですが、それを踏まえて段階的に市町村で事業を取り入れていくと、移行していくということです。要するに、第6期、私ども3カ年の介護保険事業計画で介護保険事業を実施しているわけなんですけれども、現在第5期です。来年平成26年度で第5期が終わると。27年度から29年度、これが第6期の介護保険事業計画期間となります。その第6期の計画期間の中で段階的に導入すると。けさほどの新聞報道で国の情報を見ますと、遅くても第6期の3年目、平成29年には全面的に移行を終えるような形ということ国の方針持っているようでございます。国の方針から改めてまだ指示等ありませんので、ただ、タイムスケジュール的には行程表的にはそういう方向で進むのかなと。それに向けて介護保険事業計画、来年策定に入ります。第6期の介護保険事業の計画、来年始まります。平成27年からとなると、今回の制度改革も相当入ってきますので、各方面に説明会、また、出前講座等も含めて周知PR等を図っていきいたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 一つの新聞報道によるんですけれども、年内に政府与党が70歳から74歳までの方の医療費負担ですね。窓口負担、これをどうしていくのか決断を迫られるというような報道がなされています。厚生労働省では69歳以下で2014年4月以降70歳になる人から順次2割負担に切りかえていくと、こういうような報道もあるんですけれども、そういう中で介護保険もまた値上がりするのではないのかなというふうに言う方々が結構いらっしゃるんです。町としては、そういった介護保険の値上げはこの制度改革によって上がる分はやむを得ないというふうに現段階ですがお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今度の制度改革については、介護事業経費のその増大、それを抑制する、保険料の上昇を抑制するという方向でいろいろ議論が進められております。その中で、

利用者負担については所得段階に応じて2割、今は現在一律1割負担なんですけれども、高所得者といいますか、その所得分の方に2割のというふうなことで議論が今進められているというところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ありがとうございます。

続いて、2問目の土砂災害の防止法に基づく基礎調査のほうに話を進めさせていただきます。

県の説明会が8月25日に行われたんですけれども、私もちょっと出席をさせていただいて、どのような形で報告されるのかなということでお邪魔をさせていただきました。そのとき参加者の中に、この団地ができた段階に、要するに1丁目から4丁目という形なのかと思うんですけれども、その時点でこういう災害が起きるといふこと、地すべりとか、それから土石流関係というようなことの想定ができなかったのかなという意見がありました。なぜ今なんだということが問われたわけなんですけど、特に3.11ですか。これの東日本大震災からいろいろな形の考え方が生まれてきたのかなと。それから、柴田町の場合は俗に言われる8.7ですか、この豪雨、これによつての基礎調査、こういうようなものが行われるようになったのかですね。その辺をちょっとわかっていらっしゃる方がおいでになれば、大分古い話なので、多分昭和57、58年ぐらいからの造成のときの話だと思いますので、そのときに今の災害のことを想定されたかどうかと聞かれてもちょっと難しいのかなとは思いますが、もし答えられるのであればその範囲でお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） まず、西船迫団地造成時と、その時点では造成の規制法に基づいて開発許可は宅地そのものが安全であるかどうかというのが基準に基づいて審査して許可されたものでございます。そして、今回の土砂災害防止法による区域の指定等については、災害のおそれのある土地であっても開発行為の基準を満たしている場合は開発が許可されていたということでありまして、造成を許可した住民の生命、身体を守ることを目的としまして今回の土砂災害区域が指定されたものでございます。先ほど昭和57年とかというお話ですけれども、その時点ではまだ土砂災害防止法、先ほど町長がお話ししたように平成13年の4月になりまして施行されたものでございますので、その時点ではわからなかったと。

あと、8.7という……、8.5の水害なんですかね。その時点でもあれは昭和61年かと思つたわけなんですけれども、その時点でもまだ確定はされていなかったというようなこと

でお答えいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ほとんどが今回の調査、旧船迫地区に集中しているんですね。特に、新しくできた団地造成のところが多いため、そういう形で皆さん方は不信感を持っているのかなというふうに私はあの場で理解をさせてもらったんですけども、それで土石流危険渓流というのが5カ所あるんですね。これがほとんど西船迫、それと沢田沢ということで、これも旧船迫という形になるかと思うんです。それから、急傾斜地ですね。崩壊危険箇所、これが7カ所なんですね。それから、これも西船迫1丁目から4丁目、それから旧在のほうに行って神ノ前というようなところが入っているわけですけども、それから地すべりの危険箇所ですね。これが西船迫のこれ3丁目から4丁目にかけてと、船迫小学校の裏の沢という形になろうかと思うんですけども、これを含めると13カ所あると。これだけ集中しているところですね。この説明を受けた場合に、かなり心配をしている方がいるんですよ、現実。ということは、ことしに入ってすごい集中豪雨、この被害があちこちでこの1カ月の間に報道されているわけですね。これが説明会と重なったものですから、これは大変だということになったんじゃないかなと思うんですね。やはり県のいろいろ説明を聞かれて、町当局としてはこれからどういう対応をしていかなきゃならないのかと考えたんでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 本当にタイムリーなときに説明会があったなというようなことは、皆さん本当に今集中豪雨が特に多い時期でございましたので、そういうことで私も感じておりました。そして、やはり本来は工事をしまして砂防ダムをつくったり、土砂崩れのところを直す工事のほうが一番大切なことではありますけれども、それをやるための予算、お金がないということがありまして、まずは危険箇所を皆さんにお知らせすると。

そして、そこで大雨によって土砂災害のおそれがあるという場合は、一時も早く避難していただくということに基づいて危険箇所の調査、基礎調査を行ったというのが県のほうの対応でございまして、そして町はいかにするのかというお話でございまして、町はまずその危険箇所を皆さんにご説明をします。そして、佐々木議員さんからもご質問あるように、避難経路、避難場所、そういうところをきちんと自主防災の方々とか地域の方々と一緒になって確認しながらその経路を確定していきたいと。ですから、土砂災害だけでこちらはいいけれども、今度雨が降った場合ここが通れなくなるとか、そういう場所もありますので、その災害、災害

によって経路は1カ所でなく何カ所か、あと先ほどの船迫小学校の西側の地区が土砂警戒地区なもので、それが必ず来るということではございませんけれども、もし来たら、今までは小学校に避難する予定だったのが、そこが使えなくなるということでございますので、そういう場合は直接船迫生涯学習センターのほうに避難していただくとか、そういうことを住民の皆さんと一緒に町も協力しながらきちんとしたものをつくっていかねばならないと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） これから……。 （「済みません」の声あり）

○危機管理監（小玉 敏君） 今回、なぜ船迫だということをお話ししませんでした。大変申しわけございませんでした。

先ほど町長の答弁で、町内には急傾斜崩壊危険地区が76カ所、そのうち先ほど言われたように西船迫地区が7カ所、そして土石流危険渓流は町全体としては64カ所、そのうちこの西船迫地区では5カ所、地すべり危険箇所については全体として4カ所のうち、ここ西船迫地区には1カ所があると。今回この調査が行われまして、前回は平成19年の12月に葉坂とか入間田地区については告示をしまして、あと25年の1月25日に富沢地区の告示をしております。そして、今回西船迫地区が調査が終わりましたので、その中の13カ所を説明会を開いたというところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） それで、今避難場所やその避難経路ということでお話しいただいたんですけども、県の説明では船迫小・中学校と生涯学習センター、船迫のね、が避難場所になっているんですね。ところが、地すべりの危険の恐れのある場所の図面があるんですね、県のほうで調査した。それを見ますと、小中学校がその地すべりのために流される可能性があるというふうに私は理解したんですよ。そういうところに避難場所ですよということで説明するのは、ちょっと無理があるんじゃないかなと思っては聞いていたんです。そのときは。だから、後で町のほうにお伺いしたほうがいいかなと思って意見を述べることはそのときは控えたんですけども、要するに地すべり箇所、その県で示している地図を見ますと、もう小中学校はその被害の中に入っているんですよ。かろうじてその生涯学習センターは何とか逃れられるのかなというような感じなんですけれども、この県の説明を聞いて町のほうではこの避難場所ではだめだと。例えば、今ほかの地区のところの説明もあったんですけども、そうすると全部の避難場所とかそういうのを見直していかねばならない。それを確定した上でやはり住民に説

明する必要があるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） ありがとうございます。今回この説明会で新たに町のほうでハザードマップをつくっておりますけれども、その時点では危険のおそれのある箇所はぎりぎり船迫小学校の手前でとまるだろうということとか思っていたわけなんですけれども、今回基礎調査で実際確認したところ、船迫小学校の建物あるからとまるかと思えますけれども、その辺まで入っているということなので、今まで船迫小学校に避難していただいていたところがございますけれども、船迫生涯学習センターにとか避難箇所をやはり移動しなければならないかと思っております。

あと、町内の他の箇所についても、この調査が徐々に進んでこの危険箇所が改めて表明されるかと思えますので、そういうときはそういう危険箇所に当たる場所については避難場所から除いていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ぜひお願いをいたします。

それから、ちょっと警報システムについて、これ住民にお知らせすることが一番大事なんですね、災害起きたときの。このシステムですね、県の気象災害警戒システムなんですけれども、Eメールで受信できますということなんですね。先ほど町長も答弁ありましたけれども、結局登録してくださいと言うんですね。登録していない人はどうするんでしょうかね。お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 津波ですと……、地震ですね。地震警報が入ります。そしてあと、今回NTTドコモ、KDDIとか、そういうところにもエリアメール、柴田町、ちょっと隣の町なんかも聞こえますけれども、そういうところにエリアメールということで柴田町を中心にした携帯を持っている方にはその状態で避難の連絡をするとか、実は10月6日に町で防災訓練をやる予定で、そのときも町では「訓練です」という断りをして、「柴田町では震度何々で今危ないから避難してください」というようなそういうエリアメールを発信をしたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 先ほど介護の話もさせてもらったんですけども、結局こういったEメールとか携帯とか使えない高齢者の方もたくさんふえているわけですね。ですから、ぜひ

町としてはどういう形の避難方法、これを早急に確定をして住民にお知らせしてほしいなどこのように思います。

それで、ちょっと心配になったのが、じゃ警報を出すためのシステムが柴田町では構築されているのかなと思っているんですよね。ということは、多分調査結果が出たので、まだそこまでは町としては対応されていないのかもしれないんですけども、やはり警報を出すためには全てのそういった警報を受けるためのシステムが必要なんです。例えば、雨量計だとか、地震計だとか、その土砂災害の警報装置がどうなっているのか。地すべりのための警報装置はどうなっているのかと。そういうところがどういうふうになっているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 残念ながら町独自のものはございませんので、県とあと気象庁等の関係機関から情報を得まして、そちらの指導を得ながら町も逐次防災に努めていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） では、そのシステムといいますか、警報を出すまでの今気象庁とかそういうことというお話があったんですけども、県を中心に柴田町のその警報システムの相談会というんですか、打ち合わせというんでしょうか、将来どうするのかという会合は持たれたんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） まだ持っておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そうすると、これからそういった警報装置とかそういったシステムをこれから構築していくと思うんですけども、この間新聞報道で仙北市の災害のときに、その警報のメールが発信できなかったと。システムがあったにもかかわらず、やはり訓練の不備といますか、職員の認識不足だということのような報道をされていましたが、こういうことがないようにこれからは防災訓練をぜひしっかりとやってもらいたいなどこのように思います。特に、ことしみたいな集中豪雨だと、やはりあそこかなり本当に地すべりする可能性というのが非常に高いのかなというふうに心配をしているものですから、ぜひお願いをしたいと思えます。

それから、もう1点、こういう質問もあつたんですね。今回こういうことを県のほうから説

明を受けたので、例えばうちの建て直しとか、それからあいている土地、3丁目、4丁目あたりでやはり新しいうちを建てるのは難しいのかどうかという点と、それから今度のこの県からの説明があったので、その土地の評価額がどうなるんだと。税金も下がってくるのかと。こういうようなことを言われている方もおいでになりました。町当局としてはその辺もどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 土砂災害警戒地域に指定された場合とか、町内でも144カ所ほどの地域がありまして、逐次は砂防とか工事はしておりますけれども、なかなかハード事業が実施が困難でありまして、そのためにソフト部分として皆さんにその場所をお知らせしたり、避難経路とか避難場所をお知らせするということが今回のことでありまして、そして避難地域だからその対策工事はすぐに対策工事はするというはございませんけれども、特別警戒区域とかに指定された場合は、そのまま居住することは可能ですけれども、今後増築、改築を伴う場合とかでは建築基準法とか建築物の構造規制が建築確認をするときいろいろ必要になってきますので、そのときはいろいろな頑丈にするとか、塀を直すとか、そういう部分が規制がかかるものかと思っております。

あと、税金につきましては、土地の所有はそこ指定されたからとて県になったり国になったり町にするわけでございませんので、個人所有ということでございますので、税金が安くなるとかということはありません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 最後に、本船迫宇沢田の沢田沢の工事が年内に完了するようにお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて10番佐々木守君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は15時5分。

午後2時48分 休憩

---

午後3時05分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番白内恵美子さん、直ちに質問席において質問してください。

[15番 白内恵美子君 登壇]

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。4点質問いたします。

1点目、**予算の編成過程の公開を。**

財政が厳しい中で持続可能なまちをつくるには、政策の取捨選択、事業の優先順位の決定が重要です。事業の目的や必要性、事業費などを明らかにするために、予算編成過程を住民に公開すべきです。公開することにより、住民の方々に納得していただけるとともに、住民自身が自分のこととして考えられるようになるからです。

大阪府の柏原市で行った予算公開ヒアリング実施後の傍聴者へのアンケートでは、予算公開ヒアリングが「有意義」「やや有意義」と答えた方が85%、「今後も開催したほうがよい」が82%、「開催しないほうがよい」はゼロとの結果でした。

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例では、行政運営の透明化をうたっていることから、予算の編成方針から各課の予算要求、それに対する査定、復活要求などの編成過程を公開することを提案します。

- 1) 予算ヒアリングを公開している自治体の数を把握しているか。
- 2) 公開している自治体の状況をどのように捉えているか。
- 3) 柴田町においても予算の編成過程を公開すべきではないか。

2点目、**具体的な目的や効果を示した上で政策提案を。**

「政策」とは、理想とする未来を実現するために人間の特定の行動を誘導する手段です。人々の価値観や利害関係が多様化する中で、全ての人々が納得する政策は存在しません。今後の政策提案は、「全ての住民が望む政策は存在しない」という現実を前提にすべきではないでしょうか。

政策を実施することで誰にどんな影響を与えるのか、どんなニーズを優先させるのか、誰にどんなコストを負担させるのかなど、政策の具体的な目的や効果を示すべきです。政策提案に当たっては、次の項目を明確にした上で行うべきではないでしょうか。

- 1) 誰にどんな効果を与えるために行うのか。
- 2) 誰の可処分所得、可処分時間、創意工夫の余地を奪うのか。
- 3) よく「地域活性化のために」と説明するが、地域住民のうちの誰の可処分所得の増加なのか。
- 4) 政策の影響予測、既存政策の影響の確認を、客観的・専門的に行うべきでは。
- 5) 既存の法制度や前例にとらわれるのではなく、現実の社会や未来の社会に立脚した発想

を示すべきでは。

**3 点目、自校方式による学校給食の試算をすべきでは。**

町が行った「新しい学校給食センター整備に関する意向調査」の自由意見の中に、センター方式ではなく、学校ごとに給食室のある自校方式を望む声が複数ありました。現在、3町共同の給食センターと町単独の給食センターの試算は出ていますが、自校方式の試算は出ていません。子供にとってメリットの多い自校方式について、早急に調査すべきではないでしょうか。

**4 点目、学校図書館主任会議の開催を。**

現在は各小中学校の学校図書館の担当者全員が集まって話し合う機会がありません。情報交換やベテランの司書を招いての研修を行うことで、運営の効率化と質の向上が期待できます。各学校から図書館担当教諭と2名の学校図書館司書、町図書館からの出席のもと、学校図書館主任会議を毎月1回開催することを提案します。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、2問目、町長。3問目、4問目、教育長。

最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内議員から、大綱4問ございましたが、私のほうからは大綱2問について回答いたします。

まず1点、予算の編成過程の公開について、3点ございました。

まず1点、予算ヒアリングを公開している自治体の数の把握ですが、質問にある大阪府柏原市で行った予算公開ヒアリングは、平成22年度予算編成時において柏原版事業仕分けを行う前段階として一般会計の一時ヒアリングで保留とされた32事業について、「まちづくり戦略会議」が公開でヒアリングを行い、その結果を市長に提言したものでございます。このように予算ヒアリング自体を公開の場で開催したのは柏原市が全国初とのことであり、同様の取り組みは鹿児島県伊佐市でも実施されているようでございます。全国的な取り組み状況は県へも確認してみましたが、把握できていないのが現状でございます。

2点目、公開している自治体の状況をどのように捉えているかということですが、予算編成の公開の形態には柏原市のような査定業務自体を公開で開催するケースのほか、埼玉県和光市のように段階ごとにその査定状況を公開する方法、千葉県習志野市のように地域が決めた事業に予算づけを行う方法などがあり、また、その公開内容も自治体ごとに一様ではございません。

公開した自治体がどのような経緯で公開しているかは定かではありませんが、予算は政策経営の根幹をなすものであり、その編成過程を住民に公開することは透明性を図るためには有効な手段であるとは考えております。しかし、柏原市の予算ヒアリングで傍聴された方は実質58人で、人口約7万3,000人に対して0.08%しかいないのが現実です。なお、柏原市での予算ヒアリングは平成22年度予算編成時に行った以降は開催されていないようです。予算公開ヒアリング実施後の傍聴アンケートで、「今後も開催したほうがよい」というのが82%だったそうですが、にもかかわらず1年でやめてしまったようです。

3点目、柴田町においても予算編成過程を公開すべきではないかという点でございます。

本町の新年度予算編成作業スケジュールは、例年11月中旬に予算編成方針を公表し、各課における予算要求書の提出期限は12月中旬としています。その後、財政課長によるヒアリングのほか、一部事業は町長、副町長及びまちづくり政策課長を含めて、総合計画との調整協議を行います。年明け1月初旬には、町長、副町長の調整を行い、最終的な予算案が決定いたします。

財政課でのヒアリングでは、「入るを計りて出るを制する」ため、町税や地方交付税等の歳入を堅実に見積もるほか、国県支出金や起債等事業の財源構成の裏づけ、さらに起債の償還計画等を確認しながら進めていきます。もちろん、議会での答弁や長期計画との整合性、長期的な財政運営などの基準により調整することになります。実際の査定においては、予算編成時の歳入と歳出の乖離は大きく、柴田町はいつも言っているように経常経費が93.1%とぎりぎりの財政状況の中では人件費、扶助費、公債費等の義務的経費や施設の維持補修費の確保を優先せざるを得ません。そのため、財政課段階での予算編成過程はおおむね計数整理が主となり、数少ない新規事業や新たな道路の箇所づけなどは町長の判断で行われることから、予算編成過程の公開についての効果は薄いものと考えております。

2点目、具体的な目的や効果を示した上で政策提言をと、4点ほどございました。4点ありましたが、これは一括でお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、「政策」とは、町民が日常生活の上で困っている問題を解決し、町民の福祉の増進につなげるための解決手段としての施策や事業の組み合わせと言われております。したがって、目的を定め成果を念頭に置きながら政策の立案を行っております。

今度は実際に政策立案する職員でございますが、職員が企画立案する場合には、当然町長の公約、総合計画、課題に対しての問題意識を持つことから始まり、住民ニーズとそごを来さないようアンケート調査やワーキンググループ、住民懇談会等による意見や情報の集約に努め、

時代の変化を見据えながら常に新たな発想やアイデアを出しながら事業を立案し、政策提案としてまとめております。なお、自治体が行う政策には、都市計画や土地利用計画などのような規制行政、宅地開発要綱に基づく行政指導、福祉・医療・介護などの福祉サービスの提供、補助金などによる産業支援政策、それから教育や文化、スポーツといった精神的な満足を与える政策、さらに窓口による受理事等、さまざまな政策がございます。

さらに、政策の効果を考える場合でも、1つに、民間企業でいう利益という単一の尺度がないこと、つまり政策効果を測定し分析する客観的な指標がないこと。2つに、政策に直接かわりのある人、それとはない人との評価が分かれるということでございます。3つ目、政策では数値であらわすことが困難なことや、実はすぐに効果があらわれるものではなくて、長期的に見なければ効果を確認できない政策も少なくないのが実情でございます。まさに教育はそのような政策だと思います。例えば、防犯灯を設置して地域の安全安心を図るとしても、安全安心に対しての効果や影響予測を数値化で予測することはできない分野も行政には多くあることをご理解いただきたいというふうに思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（加藤克明君） 次に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱3問目、自校方式による学校給食の試算をすべきではないかについて、お答えします。

ご質問にありますように、実施しました意向調査の自由意見では、保護者ご本人が自校方式の学校給食を経験された中で、「一番の理想は」とか、あるいは「できれば」との思いから、学校で給食調理が行われる自校方式を望まれるご意見もありました。

ご質問の3町共同検討会が自校方式の試算をしなかった理由としましては、既に大河原町と柴田町は共同調理場方式給食であることと、議会と町民の皆様にお示しした3町共同検討資料の1ページ、「策定の背景」の中で、「村田町は平成24年3月に学校給食整備検討委員会からの答申を受けて給食センター方式、要するに共同調理場方式なのですが、具体的に検討されています」とあるように、村田町も共同調理方式検討の要望であったので、検討会としては3町とも共同調理場方式による学校給食センターの建設という方向が一致したことから、建設方式について3町共同と各町単独を調査検討したので、自校方式の計算は行わないとしたものでございます。

続きまして、大綱4問目、学校図書館主任会議の開催をについて、お答えします。

これまで町図書館における学校図書館支援として、蔵書の書誌データ作成とバーコード、背ラベルの貼付など図書館の装備作業、それから学校からの必要図書館の要請等に対し公立図書館等からの借用も含めて対応しております。また、住民生活に光を注ぐ交付金400万円を活用し、学校貸出専用図書館を購入して学期ごとに各学校入れかえて貸し出しを行っている状況にあります。このために、去年は町図書館と学校図書館担当との協力連携会議、これを開催し、情報交換を初め町図書館での学校図書館支援内容の説明、また、必要に応じて随時町からの助言やアドバイスなどを行うことを確認しておりました。

ご質問の学校図書館主任会議の開催につきましては、来年度に予定されている学校図書館司書が町図書館に配置され学校図書館に派遣となることから、来年度実施に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） まず、予算編成過程の公開についてです。

実際にヒアリングを公開しているところはまだまだ少ないようなんですが、ニセコ町は大分前から行っているんですが、その情報はわかっておりますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

全国に公開しているといっても先ほど町長の答弁の中にもありましたように、段階的にかなり温度差がありますけれども、その中の1つにニセコ町は入っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ニセコ町の場合は、もう大分早くからニセコ町のまちづくり基本条例41条に「町長は、予算の編成に当たっては編成過程の透明性に留意し、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない」、もう基本条例にうたっているんで、大分前から行っていますよね。管理者会議も、課長会議等になるんでしょうか、全て公開しているらしいですね。予算に限らず。

柴田町としては、そういうふう考えたことはないですか。密室で行うのではなく、議会のほうも委員会を公開しています。町のほうも公開に向け考えていきたい、いこうとか、そういう声というのは職員の中からは出ていませんか。別に予算じゃないのですが、今の質問は。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 町のいわゆるさまざまな会議が全て公開前提のレベルの会議でした

らそうも考えられるんですが、内部意思決定前の会議、内部協議の会議のほうが圧倒的に多いふうになっています。できるだけ政策的なものについては議員含めた全員協議会のほうにお出しして、これについては一般町民の方も傍聴できるという形で公開しているつもりです。ですから、これ以上内部協議、さまざまな意思決定の部分までちょっと公開するということについては、今のところ計画は持っていません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） なかなかよそでやっても難しいというのはあると思うんです。ただ、予算に関しては住民のために使う予算ですから、その編成過程は当然情報公開が基本だと思うんですが、今までそういうことを検討したことはないんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えしたいと思います。

予算編成過程を公開するということにつきましては、有用なことなのかなとは思いますが、柴田町の予算につきましては、答弁の中にもあったように非常に93.1%という財政経常経費がということで、大変苦しい中でその新規事業すら盛り込めないというか、計数処理が具体的に実際に行われるようになります。当初予算で110億の予算編成を議会のほうに今回上程した、当初予算で上程したわけですけども、実際は123億とかそういう数字で来ます。そうしますと、それは町民の方々のそれぞれの声、それから町長の声、それから職員が気づいたところとか、いろんなところを予算に盛った予算を金額化したことが、現金化したことが予算だろうと思いますので、政策を。ということで、その金額をそれからさらに計数化というか、削ることが主な仕事になります。それで、やっとな歳入に、本来歳入を最初にどれだけ見積もるかでそこまで到達した段階で、それでも削るような予算が当然出てきますので、そこからあと財政調整基金とかを充てながら予算編成をするという非常に苦しい中での予算編成になりますので、これを情報公開して新規事業これだけいかがですかというふうに皆さんにお見せしたところで、例えばひとり歩きして、金額なり事業がひとり歩きして、「俺のところ直るんだ」とか、「俺のところこういうふうに新しくしてもらえるんだ」ということのほうが、そういうふうなものが先走ってしまったりしますと、後で我々としては議会にお示したときに取り返しのつかないことになるのではないかと。

ですから、未成熟なものを出すよりは、成熟したものを出してきちんと議会で示していただいたものを、「よくわかる仕事と予算」ということで議会の承認を得た後にすぐに皆様に全戸配布をしてご了解いただくという格好のほうがベストなのかなと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） もちろん、今まではそのように考えてやってきたんだと思うんですけども、例えばその厳しい財政状況をわかっただけでも公開してしまうという考え方はできると思うんですよね。必ずしも新規事業だけではなくていいんですよ。どんな事業でも義務的なものであっても、実際には削らざるを得ないんだというその編成過程そのものを公開してほしいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

その中にはやはり守秘義務的なものとか、利益にかかわるものとか、いろいろあるかと思うんです。予算も各家庭の家計と同じなのかなと考えるんですけども、まず歳入があって、お父さんがどれだけ稼いでくる、お母さんがどれだけパートで持ってくるということで収入が確定した中で、そこで住宅ローンがあって教育ローンがあると。例えば車を買ったばかりだから債務負担行為と同じで借金があります。ローンがあれば住宅ローン、教育ローンがあれば、それは地方債と同じことですので、そこでもってこういうふうに切り詰めていかないとやっていけないと。たまたま、ボーナスとか何かがちよこっと出たと。給料少し上がったよということで、それを家族のみんなにお示ししたら、子供さんは「俺、ハワイに連れてけ」とか、「ディズニーランド連れていけ」とかいう話になったり、もしくはお母さんから「新車買って」と言われたときに、また将来の後年にわたるような債務負担を起こして借金残すのかという話になります。

そのときに、給料が右肩上がりこれから上がり続ければいいんですけども、そういうことばかりではないと思いますので、そこでその少ない余剰財源を将来の借金に返すのかとか、預金に積み立てるのかということ、やはりそれは町長なり財政課の専権事項でやはり大切な仕事なのかと思っておりますので、その辺は私たちが信じて任せていただければよろしいのかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） もちろん信じていますよ。だけれども、家計に例えられましたけれども、この町の予算って住民みんなのものなんですよ。そうすると、一人一人がそのことについてもっと詳しく知ることだって、知りたいと思う人が、無理やりみんなに「はい、来てください」ではないんです。もっと詳しく知りたいという方に公開されているというのは大事なことだと思うんですが、いかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

その編成過程というか、各課長なり、私と各課長なり、もしくは町長なり、三役の方が集まってきて共同の会議を開いたりする中に、やはり優先順位を決めるときに、やはり守秘義務的なものも上がるし、利益誘導みたいなものもあるでしょうし、ということでなかなかそれは難しいのかなと思いつつ、ただ、先ほども言いましたように、予算編成が終わって議会の承認を得た後すぐに、「よくわかる仕事と予算」ということで住民の方々にはすぐに予算公開しておりますので、情報公開は柴田町は速やかにやっているのかなと思います。

それで、ほかの市町村からも「よくわかる仕事と予算」は「ください」ということで要望もありますので、柴田町のほうがより情報公開に向けては確実なものを、未成熟なものじゃなく確実なものを提示しているのかと思います。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 「よくわかる仕事と町の予算」については、本当によその町の参考になっているようです。どなたも研修に見えた方とか、私もよそに持っていったりすると、欲しいという方がいっぱい議員の中でもおります。それはとても大事なことで、もちろん当然やらなければならないことなんです。ただ、この予算の編成過程というのは何も密室である必要はないんですよね。私も議員になって13年になるんですけども、なぜこの事業にこれだけの予算がつくのか、そこにどのような査定がなされてそのようになったのか、それがやはり見えません。なぜかという、議会に対してもそれは密室で予算編成過程が行われて結果だけが予算書として示されるからです。議員ですら、わからないんですよね。住民の皆さんはなおさら全て決まった後です。別に編成過程を公開したところで何ら問題はないと思うんですけども。

よその公開しているところの文章があるんです。実際には予算のヒアリングそのものではなくて、予算編成過程のその金額です。それを事細かに住民の皆さんに公開して、そして意見をいただいているというところが出てきています。例えば、宮崎県えびの市のホームページを見てみたんですけども、このように住民の方に呼びかけています。「市民の皆さんの予算編成の参画を図るため、予算編成過程の第1段階である予算要求時点で主な事業などを公開し、情報や改善案などのご意見を募集いたします。お寄せいただいたご意見は予算編成の際の検討材料にいたしますので、多数のご意見をいただきますようお願いいたします」、このように呼びかけているんですが、どのようにお考えですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 大変難しい問題で、公開してもなかなかご理解難しいんじゃないかと思うんですけども、ただ、町民の方々からは、町長も町の中に歩いていますし、それから職員も当然町の中を歩いて町民の方々の要望を聞いています。ということで、我々も例えば予算編成するときに、補正予算で「この道路悪いから直したらいいべ」というような話もしていますし、総合で職員が切磋琢磨して町がよくなるような情報をお互いに取り入れていますので、町民の方々そういう難しいお仕事のほうを無理にさせていただかなくても、町のほうではそれだけ十分な情報を得ているものだと私は思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 職員が頑張っているのを認めながらも、知りたいという方に公開していくというのはやはり大事なことだと思うんですね。もう1つ紹介すると、北海道の羽幌町では、「町民の皆様が開かれた予算編成を行うため、予算編成方針や要求、査定状況についての情報を随時公表します。これは、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分していくか、さらには事業の選択と事業の優先順位づけをどのように行ったかなど、意思決定の過程を明らかにするものです」という呼びかけなんですね。

こういうのを読むと、「ああ、そうだな」と何ら柴田町で行ってもおかしくない。当然、やるべきではないかと私は思うんですが。またしつこく聞きますが、どうですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今、住民懇談会で町民の方には柴田町の歳入の状況、それからことし何に使うか、将来の財政負担ですね。それから、貯金、全てお話をしておりますが、なかなか全体像をつかめていないというのが実情でございます。ですから、そのときに来て柴田町の査定状況、先ほど計数整理と申しましたけれども、要するに道路をどこをやめるかの話なんですね。ですから、そういうことでどこがついたかという話になると、きちっと財政の基本的なことを理解していただかないと、必ず感情的になってしまうということなので、私はこういう面であれば議会のほうでやはり審議してもらって、きちっと公開していただくのが筋ではないかなというふうに思っております。

やはりこの査定するときには単にその事業が皆議会からもそうなんですが、効果があることは間違いありませんが、財源構成をどうするか、国から予算が果たしてつくのかどうか、いろんな編成作業中に要素がございます。将来の借金はできるのかとかでね。そういうところまで理解して最終的にはこれ財源構成が難しいということで落としたりしなければなりませんの

で、やはりそれを町民の方が正しくほかの町民の方に伝えていただけるかということ、私は混乱を生じるというふうに思っております。現にこの柏原市も必要だと82%やるべきだというのが1年でやめたというのは、やはり問題点があったからではないかなというふうに思っております。ですから、柴田町は93%でもう経常経費でありますので、新規事業も本当に議会から要望されたものをやるかやらないか、やるんですが、いつやるか。その程度なものですから、それについては住民懇談会等でお知らせしても十分なかなというふうに思っております。実際、やっておりますのでね、住民懇談会では。ですから、その査定がどういう状況だったかというのは、やはり議会の予算審議の中で明らかにしていただいて、決まったことを町民にお知らせするほうが誤解がなくて、私はいいのではないかなと。そのための「よくわかる仕事と町の予算」というのも即時出している理由もそこにあるというふうに思っております。いつでもやはり議会が基本ではないかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 議会がと言っていたので、その議員が編成過程を知りたいと思っています。実際、議会にとっても全体事業の中で何を優先させるのかが明確となって、執行部の考えていることがそれでいいのかどうかを考える。そういうこともできるんですよ。時間的余裕ができるわけです。もう予算書として上げられてしまうと、個々の事業について賛成、反対と難しいことなんですね、実際は。ですから、編成過程の中で、編成過程のうちであれば、意見が出せる。住民の方にとってはなおさらですね。これはどうなっているんだろうというのは早く知りたかったり、もう少しこういうふうにしてほしいんだという意見とかもあると思うんです。ただ、本当に個々の意見を聞き過ぎていると確かにできないという部分がありますが、ただ、どういうふうに査定があって、そしてそれがどのように予算として決定していくのか。この過程というのは全く隠すものではなくて、むしろ住民に理解していただいて、この厳しい財政状況を乗り切るのに住民の皆様はその理解が必要だと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど言ったように、査定は93%は経常経費でございますので、査定する場合に一番の査定のポイントとなるのが道路の箇所づけを減らす。それから、修繕を延ばすということですね。そういうことを実際にやっているものですから、それも1カ月間かけてしょっちゅう数字は変わりますので、どの段階でお出ししたらいいのかという技術的な問題もございまして。予算書を見ていただくとわかるんですが、実はあの1.5倍の予算書ですね、なるわ

けです。皆さんそれでもってもし財政課がまとめた予算書が全部チェックできるというような議会の中で議論が進めば、その予算書をつくるということになると、また1カ月実はかかります。その辺も考えていただかないと、確かに理論上はそうではありますが、技術的には限られた予算の中で、それも経常経費がほとんど柴田町は多いものですから、果たしてそこまでやる必要があるのか。そうであれば議会の中で議論していただいて、どうなっているんだと、この事業が提案したんだけれども、住民から聞いているんだけれども、どういう理由でできなかったのかと言ってもらったほうが、私はより予算審議になじむのではないかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 町長はホームページで公開している自治体の数について、先ほどの答弁だけだと少ないとお思いだと思うんですが、幾らか把握していますか。先ほどの答弁以外で。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 担当者からは県のほうに確認したところ、把握はしていないということでありまして、また、その予算の段階によって濃淡があるという報告を受けております。ですから、どの時点で、毎回その予算書という編成過程は変わりますのでね。多分、今提案なされていたものは主な事業ということなので、あと柏原市も32事業ですとか、全ての予算編成過程を明らかにしているわけではございません。ですから、新規事業とか地区の要望事項に限定して、そして査定というようなお話でございます。ただ、柴田町はそういう状況は秋本議員がおっしゃったように、やっと地域から地域計画が出て、それを総合計画に反映させる段階でございますので、全ての編成過程を皆さんにお知らせして、議会のほうで全部チェックしていただけるというような状況になるよりも、私は予算である程度案を出したときに質問をしていただいたほうが、それを町民にこういう理由で予算がつきませんでしたと伝えていただいたほうがより効率的、効果的ではないかなと今思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 柴田町では住民自治によるまちづくり基本条例を制定しています。そこで情報共有がうたわれておりながら、いまだに予算編成過程も公開していない。実は、私もホームページを見てびっくりしたんですが、公開しているところはたくさんありますね。すごいですよ、読み上げましょうか。出雲市、草津市、松江市、藤沢市、札幌市、大阪市、大きいところだけではなくて、羽幌町、吹田市、常滑市、薩摩川内市、豊明市、浦安市、大津市、関

市、秦野市、長浜市、読めない。高松市、近江八幡市、松原市、八千代市、茅ヶ崎市、栗東市、小平市。町レベルは少ないかもしれないですけども、数限りなくあります。

こういう情報をむしろまちづくり基本条例つくって情報共有をうたっている町であれば、率先して行うべきだと思うんです。気づいたのは、宮城県がさっぱり入っていないんです。宮城県が何とおくれていることかと思って私も見たんです。ですから、宮城県に問い合わせしてもなかなかわからないんじゃないですか。でも、私も調べ方はわからないんですが、どうってことのない「予算編成過程公開」だけでネットで調べれば、ある程度ぱっと出てきます。こういうことも担当課は今回はなさらなかったんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えしたいと思います。

柴田町の情報公開条例の中に、意思決定過程に関する条例ということで、未成熟な情報であって公開することにより公正または適正な意思決定に著しい支障が認められる場合ということで、公開できないものとして、行政内部での審査協議のために作成した資料ということで予算案ということで入っておりますので、まだちょっとこの辺の改正等を行わないと情報公開に向けてはちょっと難しいのかなと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 簡単です。改正すればいいんです。どうですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 1,700の自治体がございます。財政状況、財政構造も違います。情報公開ですね。今言っていると全てが情報公開、密室という言葉が使われてしまいましたけれども、ほかの自治体も先ほど事例が32しか出していないと。じゃ、ほかは全部密室かと。その自治体はね。そうではないんですね。やはりそれぞれの事情があつて、柴田町の場合は先ほど言ったように経常経費が主で削るほうの話でございますので、削られたほうは「何だ」と必ずそういう不満が出るということになります。ですから、情報公開をしないというわけではなくて、ちゃんと材料は提供しますので、それを議会の中でもんでいただいて、決まったことについては速やかに公開するというふうにさせていただいております。

ですから、この予算につきましてはあらゆる住民懇談会の中で私はこういう背景があると、こういう使い方もあると、借金もこういうふうになっているというふうの説明をしておりますので、個々の事業の採択、不採択について、私は住民はそんなに関心はないというふうに思っております。町の方針ですね、それは議会のほうにお出しすることはやぶさかではありませんの

で、その方針のもとに皆さんがいろいろな情報、地域から上がっている情報とか要望とか、そういうものを踏まえて担当課に聞いていただいて、そして予算を確定していただくという方法が今のところいいのではないかなというふうに思っております。ある程度その町民の中に柴田町の財政構造でいえば町長の自由になる金は46%、要するに100万円のうち46万円しかありませんと。あとの54万円は実は国、県からもらわなきゃならない。借金をしなければならない状況なんです。ですから、自由に決められないんですと今お話をさせていただいております。大分「あ、そうなのか」というふうに理解をする町民がふえてまいりましたので、そうした町民の税に対する情報レベルというんですか、だんだん上がってくれば、情報公開してもいろんな感情的な問題なくて、淡々と「ああ、そうなのか」とそういう理解が進むのではないかと。今は多分削られた、削られない、そちらのほうの話題のほうが先になって逆に混乱をします。だから、ほかの自治体も調べてみませんけれども、この柏原市では多分やめたんだというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 柏原市は仮にアンケートをとったというので挙げただけで、そこがいいと思っているわけではありません。ほかに100ぐらいはぱっと見つかりますので、どうぞ調べていただきたいと思うんです。

それで、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第25条、もしかしたら読み直していただいたかもしれませんけれども、ここに行政運営の透明化が上げられております。その3項、「健全な財政運営に努め、財政計画、財政運営状況についてわかりやすく公表すること」、この条項があるんですが、これに対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えします。

当初予算、補正予算等でそれぞれの決算資料等も含めまして、適正なわかりやすいものをお出ししているというふうに自負しているところであります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 町民全体にわかりやすく出さなければならないではないんです、今の編成過程は。知りたいと思った人がわかるようにさえすればいいですよ。ですから、やはりよその自治体が一生懸命に今取り組んでいる、先ほど幾つか挙げましたけれども、呼びかけ文、すごいですよね。じゃ、もう1つだけ。岐阜県関市では、「市民、議会を巻き込んだ形で財政に関する情報を提供し、説明責任を果たしていく中で知恵を出して、日本一幸せな町をつ

くっていくとの目的を持って予算編成から公開しています」という文章があります。この考え方が大事だと思うんですね。初めから削られたから例えば住民がむしろいがみ合うんじゃないかとか、そんな低レベルの話ではないんです。きちんと皆さんに公開しているということが大事なんです。情報共有によって住民の皆さんがむしろ財政の厳しさをわかってくれる。そうすると、無理は言わない。これはどうしても必要だけれども、ここの部分はやはり我慢しなきゃいけないよねということがわかってくると思うんです。「よくわかる町の仕事と予算」だけではわからない部分が編成過程で見えてくると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

編成過程で、やはり多少、多少というか、どうしても住民の方には知らせられないような情報とかいろんなものがその中には含まれていると思います。それをいちいち開示しますと、後でやはりいろんな騒動等が起きる可能性もありますので、やはりこれは各課で予算づけの順位とか集中してやることをきっちり決めて予算編成のときに順位をつけてきていますので、それを我々も信じて予算編成して、今回は1番から3番まで、4番から例えば7番は削除ねということで、中途半端になるような事業の削り方をしているわけではありませんので、そういうふうな集中と選択だと思うんです。優先順位。それを財政課でやっておりますので、どこに本当は見せても恥ずかしくはないんですけれども、やはりそこに守秘義務とか何かがあって、なかなか難しいのかなと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 百歩譲ってヒアリングを公開できなくても、ホームページに公開することは可能ですよね。それは個人に関することとかは省いて載せることができますから、話合っている言葉そのものが載るのではなくて、今現在各課からこういう要求があったと。住民の方が知りたいのは、最終的に削られてつかないのと、最初から担当課が要求しないのとでは大きな違いがあるんです。担当課は頑張って私たちのことも思ってちゃんと要求したのに財政厳しくてこれ削られてしまったというのと、最初から担当課がもうこれは住民が言っているけれどもいらないと最初から思ってしまうのとでは、住民の受け取り方は本当に違います。ですから、その歳入がこれだけというのも示されれば、本当に義務的経費がこれだけあればこれしか使えないんだよというところもわかれば、そうそう無理な要求ということもなくなります。ですから、むしろ公開することが、よりよい財政運営というか、やりやすくなる。町が財政運営を行っていく上でやりやすくなるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） よくよく現実的に先ほど予算書の1.5倍分をどうやって町民に、インターネットに載せているという方向もあるかも。あれ全部載せることが本当に情報公開になって、町民の期待に応えるかと。応える効果というのではないとは言いませんけれども、私はそれであれば何度も言うようにその予算書に盛り込まれたかどうかを心配であれば議会の中で質問していただいたほうが、より短い時間で議論を深められるのではないかなというふうに思っております。

あの予算書の1.5倍、なかなかこれ全部公開するというのは大変なことです。そこからまだ随時収入も変わってきますので、ある程度の段階で決めてやらないといけません。そのときには政策としてはもう熟成しつつあるという技術的な面もございます。職員も何もその自分から上げないというわけではありませぬので、議会でもし質問して要望があったことについては、町長もどうなんだと必ずチェックを入れますので、そうした編成方を行っておりますので、ぜひご理解をいただきたい。100%町長の自由になる金であれば、余裕があるのであれば、ヒアリングしてこちらの効果が、政策が有効だとか、こちらはちょっと来年度以降と言えんのですが、いつもやっているとおり事実的には計数整理でございまして、とにかく予算に合わせて経常経費を繰り延べとか予算の箇所づけ、それも柴田町では今回はたまたま公共事業ありますけれども、1年に2つか3つの新規事業しかやれないという実情がございます。それについてはやはり議会の中でこの財政がわかるものですから、町民にまずは議会でお知らせしていただきたいというふうに思っておりますし、もし議会を通じてそういう予算要望であれば、9月ごろに議会懇談会の中で住民からどのぐらいの要望があるものか、ぜひ開いていただいて、そこをまとめてもらって職員に提出していただくということはやぶさかではございませぬので、そういう来年度における議会の住民懇談会と予算編成に係る住民懇談やっていただいても結構かなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 後ろ向きではなくて、前に向けて進んでいってほしいと思うんです。本当に公開している自治体がふえています。例えば、こういう質問が出た場合、ある程度町レベルでやっているところを調べてみるとか、そういうことはしなかったんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

先ほど言いましたとおり、予算編成の過程で温度差かなりあります。それで、今こうい

ころで財源不足がこれだけあります。例えば、柴田町の場合ですと、今回の当初予算の編成に際しまして当初は110億の当初予算に対しまして、要望は123億例えばありましたと。今13億財源不足が生じていますということで、その程度の公表とか何かはそこから順番に今これだけ詰まりましたとかということで、事業名とか何かの記載はないんですけれども、その程度を公表している町から、先ほど言いましたとおり新規事業でこれだけ今上がっていますと。ここから今回はゼロになったものがこれだけ、それから削減されたものがこれだけということで、順次報告しているところがいろいろ温度差あります。ですから、公開の仕方があるかと思えますけれども、先ほど言いましたように事業名を並べて32上げてしまいますと、やはり期待する分があつてなかなか難しいのかなと思います。

この柏原市のやつの32の事業書を見ても、保育所の修繕とかいろんなものが上がっているんですけれども、何でこれしないのと思うようなものもゼロになって査定を受けたりしていますので、やはりそれと同じように町民の方も「これ、私の分、たしか要望している分やってちょうだいよ」というような要望が当然そこにあると思いますので、やはりその辺は多少守秘義務で守っていききたいとは思っていますけれども。

以上です。

○議長（加藤克明君） お知らせ申し上げます。

間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承願います。

質疑どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 確かに温度差はあるというか、温度差というか、いろんな自治体がある。公表していないところも公表しているところもある。だけれども、今後は公表していくほうに進んでいくと思うんですよね。今は過渡期だろうと思います。まして、いわゆる住民自治条例のようなものというのは、そういうことを望んでいるというか、情報公開が基本ですから、何も隠すことない。町長も新規事業がないんだから出さなくていいという考えですが、どこの自治体だってすごいところ以外はみんな財政厳しい中で削るわけですよ。1.5倍ぐらい出たものを削っていく。その削っていく過程を公表することが住民の理解につながると言っているんです。公表しているところはそのような考え方を始めています。その結果どうなっているかまでは詳しいところはまだわかりませんが、実際にはそういう呼びかけで始めていますね。

だから、何ら柴田町が出さないという理由はないんじゃないですか。むしろ、もちろん個人名とかそういうことはプライベートなことは出せませんが、それ以外のことは全部出し

て何ら問題ないと思うんですね。何か不都合ありますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先に言ったように、やはり町民が自分の要望について、財政的な裏づけ等々よく理解して、査定された理由について理解をしていただければ問題ないんですが、多分感情的に削られた。そこで町民のほうに伝わるということが一番我々執行部、議会も私は問題になるのではないかなという考えを持っております。やはり、この公開するには町民もそれなりの理解をする必要があると。その財政構造にですね。それから、なぜ査定については後回しになったかというのは先ほど申しましたけれども、財源とか長期的な起債とか国から認められる途中経過がいろいろありますので、全て公開というのは難しいというふうに申し上げました。

ですから、この事業に新規事業に限ってということであれば、それは可能ではないかなというふうに思っております。全ての扶助費から補助金から、そういうものやっても、多分町民は全体を理解しているというのは難しい。ただ公開しているということにしか過ぎないというふうに考えております。まずは議会のほうで、議会のほうは住民懇談会をぜひやっていただいて、どのぐらい町民が予算編成に関心があるか、そこを確かめられた上で随時醸成していくというのも手法ではないかなというふうに思っております。議会のほうでもし1.5倍の査定状況というのは次々変わりますからね。どの段階で正しいというのは最後の最後にかないと、予算編成というのはできません。ですから、その辺もご理解、技術的にご理解をいただかないと、間違った情報が流れてしまって、それでいろいろ問題があった事例もございますので、その辺はご理解いただければと。やはり議会と執行部は予算編成の過程を含めて議論を深めていって、町民に理解をもらおうと。決まったものについては速やかに細かくお知らせするという段階で今のところ考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 議会にも公開されていないんですけれども、今後ではそこは変えていくつもりなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど言ったように、新規事業とか要望があれば、それはお出しするのは構わないというふうに思います。ですから、議会の中でその予算編成書、あれをもう一回つくらなければなりませんので、そうすると予算編成は1カ月前倒しにすると。すると、国の方針が決まらない段階で予算編成をしなければならないという技術的なものがございまして、

ぜひ議会の中でその1.5倍の予算書を出す意味があるのかどうか、それを議論していただきたい。ほかの自治体は新規事業に絞っているとか、地域の提案したものに絞っているとか、多分技術的な問題で全部公開していないと私は推測しております。その辺もちろん今から100何ぼあるということですので、どこかの市町村がどういう程度でどういう趣旨でやっているのか、若干調べさせていただく。まずは議会の中でそういう書類が1カ月前倒しの段階、未成熟な段階で必要なかどうか、議会のほうでも検討していただければというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） どういう考えで公開しているのかということを経つかの自治体の事例を出したんですが、もう1つだけ。加賀市では、「市民の皆様への説明責任を果たし、市政に対する理解と信頼をより一層深めていただくことを目的として、予算編成過程の見える化に取り組み、予算編成作業の段階から適宜公表いたします」、これなんですよ。皆さんへの、住民の皆さんへの説明責任を果たすことと、むしろ議会と信頼を得るためです。ですから、技術的な面を心配しているけれども、それは先行してやっている自治体を参考にすればいいだけのことです。今柴田町に何が必要なのか。まちづくり基本条例もできて情報共有と言いつつ、なかなか情報が共有できていないという意見も出てはきています。であれば、まずここを公開することでもっと住民の皆さんが町政に参画する。その機会もつくることにもなるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはりこの提案ありました柏原市のように、恐らく住民は要望はするけれども、実際に参加するのが0.08%、これで本当に町民のための情報公開ヒアリングが機能しているかどうか、私はちょっと疑問がございます。ほかの自治体がどのぐらいにこの予算編成過程を見て、町に対し、市に対して要望を出しているのか。これは調べてみないとわかりませんが、やはり私は議会を中心にきちっと審議をするほうが先ではないかなと。もし、先ほど言ったような編成過程というのは途中変わりますので、もしこの予算が議論されたかどうかはいろいろ各議員さんが住民から要望が来ていると思いますので、それについて質問して住民に伝えてもらおうと。これが私は効率的ではないかなと。ただ編成過程をインターネットに載せたから、これで情報公開先進地というふうには私はとりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） それが公開しない理由にはならないと思うんですね。今聞いていて

も。だったら、公開してしまえばと思うんですけども、もう少しここで決める必要もないと思いますので、検討していったほうがいいと思うんですよ。こういうことに関しては住民の皆さんの声も今後聞いていくことが大事かと思えます。ほかの自治体がやっても柴田はいらない、そんなことしなくていいという方が多ければ、まあ仕方ないかもしれませんね。でも、私が感じたことでは、ことではというか、感じた限り、知りたいと思う方は結構いらっしゃると思います。なぜなら、何度も言うけれども、まちづくり基本条例になぜこの文言が入ったのかをもう一度思い出してください。ここです。検討してくださいじゃなくて、一緒に検討しましょう。

それでは、政策提案のほうなんですけれども、実際にいろんな政策を提案したり、条例を制定したりする場合もそうなんですけれども、どうしても客観的な意見や専門的な意見が必要な場合もありますよね。そのために、柴田町でもアドバイザーというのをお願いしたらどうでしょう。その道の専門家を申しわけないけれどもかなり安くお願いするということは可能だと思うんですよ。例えば、国のいろんな制度をつくった官僚なんかも直接携わった人に聞いてみるとか、それからそれを研究している学者を呼ぶとか。例えば、何も来てもらわなくても、今はもうメールでのやりとりも可能ですから、専門的意見というのを聞くことって、もう簡単ですよ。電話だけじゃなくて。そして、ついでにいろんな資料も添付中でどんどん送ってもらえるし、そういうことができると思うんです。今後アドバイザーという考え方はいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

ケースバイケースというような形で、既に取り入れている政策もありますので、今後全てにおいてじゃないんですが、部分、部分でそういうようなものは必要かなというふうには考えております。ただ、このアドバイザー制というか、これについては誰が専門職として適正なのか、そして町が目指す効果を本当に導き出せるアドバイザーなのかと、そういうような選択が我々の行政だけでは本当に心もとないというようなところもありますので、この辺については十分に時間をかけながら県と相談をしながらとりあえずは進めさせていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ぜひ取り入れていただきたいと思えます。要はどういう方をお呼びすればいいかというのはなかなかこの町から出ないでいるとわからないですよ。でも、例えばだけれども、全国的ないろんな研修会だ、講座だとかとありますから、そういうところ

に出ていって、その講師とかにお願いするというのは、その先生のお話を聞いて「ああ、この先生なかなかすばらしいお話してくれた」と思う方にお願いするということは可能だと思うんですね。私も議員研修で滋賀県の大津市のアカデミーとか行くと、実際に自分がこの制度をつくりましたという方も中には来ていたり、それから本当に専門の学者が話してくれたりすると、「ああ、アドバイザーってもしかしてこういう方がいいのかな」とか思う方ってやはりいるんですよね。ですから、やはり職員もどんどん出ていって研修を受けて、その中から探してくる。それから、よその自治体から「あの先生いいよ」とか聞いた場合は、やはりその先生と連絡をとってみるとか、そういうことも大事だと思うんです。

例えば、先ほどの予算編成過程の公開についても、できればそういうことを研究している人の意見も聞きたいとか、情報も自分で一つ一つ探すのではなくて、私も今回物すごい時間をとられました、実は。本当に探すのに、ちょっと本は見つけられないし、一つ一つ見ていくしかなかったんですね。でも、専門にやっている方はこんなの、資料をぽんと出してくれますから、ですからやはり何か一つするにも、やはりその道の専門家って大事だと思うので、ぜひ取り入れていっていただきたいと思います。

それから、次です。給食センターなんですけれども、もう柴田町単独でやることに決まったわけですから、村田町でもきょうの議会で全会一致で単独の請願がなされた、採択されたそうですので、そうするとそんなに急がない。修理しながら使いつつ、やはり柴田町にとっていい給食を子供たちに提供したいわけですよね。そのときに、前はもう最初から給食センターしか頭になかったけれども、自校方式のよさというのをもう一度考えてみる。できる、できないかは後の問題だけれども、自校式のメリットというのをもっと調査してみる必要があると思うんです。ですから、これはもうきっとまちづくり政策課ではなくて、こちらなんですよ。自校式のよさというのは今から、先ほどの教育長の答弁でも最初から何かあきらめているように聞こえるけれども、実際に岩沼市は今も自校式ですよ。全国的には6割が自校式ですから、なぜでは給食センターにならないのか。自校式のほうがメリットが多いからですよ、早く言えば。予算のこともあるけれども、実際に経費もどのくらいかけているのか、ある程度同じ規模のところの自校式を調べていくというのは大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

教育長の答弁でも申し上げましたように、柴田町がこれまで学校給食の提供に当たりましては共同調理方式ということでやってございましたので、3町の検討会でもそういう方向でのス

タートでございました。今のご質問は、これからの柴田町の学校給食の提供の仕方について自校方式も検討したらいかがですかというご質問なのかなというふうに受け取りました。これにつきましては、今の現段階ではやはり柴田町として今まで続けてきておりました共同調理方式を優先と考えながらも、やはりそれで考えていくということになるのかなと思っております。まずそれが1点ありますね。

自校方式については、検討とか費用のことも積算しなくてはならないんじゃないかなと思っております。ただ、先ほどご質問でも引用されておりました給食センターの整備についての意向調査の中では、大方のご意見の中ではお読みいただいたと思うんですが、3町共同でも単独でもどちらでもいいので、早く新しいやつをつくってくださいというのが一番多かったんですね。やはり、そういうことから考えますと、新しいものが必要なのかなということと、それにあわせるといいますか、それを財源として確保できるまでは、やはり今の給食センターの改修とか、そういう対応をしていくということも考えなくてはならないのかと。検討はいたしますが、非常にこのご質問をいただきましたので、非常に粗い計算にはなるかとは思いますが、今3町共同のほうですね、検討会での資料の中では、村田町が単独で建設する給食センターとしては1,000食という設定になっているわけなんですね。柴田町は6小学校3中学校なんですけれども、例えば船岡小学校ですと、今年度の児童生徒数が576人で当然学校給食ですから職員等の分も含めると40名ということになりまして、全部で616名になるのかなと。そうした場合に、例えば1,000食で村田町の施設だけでの建設費用としてご説明に利用していたのが5億8,700万円という数字になっていますね。

ですから、これを6割という計算で非常にちょっと乱暴な計算になるかもしれませんが、それですと船岡小学校の学校での自校式としてのものは3億5,220万ぐらいになるのかなと。1校ですね。こういうのが6校分がふえるのか。また、3中学校分がふえるのかというようなことで、非常に費用としては建設費だけでそのような状況になるのかなというふうにちょっと推計はしておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今のは粗過ぎて検討材料にはならないかと思うんです。実際に自校方式というか、保育所を大きくした、例えば小さい学校であれば、保育所をちょっと広げたという考え方でもいいはずですよ。そうすると幾らになるのかも含め、よそがどのようにやっているのかをしっかりとやはりこの際、少し時間をかけることができるようになったので、調べていく必要があると思います。ただ大ざっぱに「こうだからこうで無理です」で終わりではな

くて、実際にやっているところを調べていただきたいと思います。

それから、指定管理になってから、前とどう変わったかとか、検証は十分になされているのでしょうか。特に質の問題です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） それは今の給食センター、町の給食センターの調理業務委託をしてからの案件ということで承りますが、この意向調査にもお読みいただいたかと思うんですが、柴田町の調理は非常においしいというご意見をいただいていますので、そういう意味でも十分と対応させていただいているのかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） それで実際に教育長、課長、試食なさっていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 毎日の試食は各学校長が行うことになってございますので、私たちが教育長も初め、給食の運営協議会とかそういう場でやはり給食を試食といいますか、食べているのは年に何回かございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 試食なさっていればわかると思うんですけども、自校方式だともっと温かいというか、手づくりに近いものが出るというか、そこで大きな差が出るんですよ。わかりやすいのは、保育所と食べ比べていただきたいんですけども、やはりほかの自校方式の給食について調べていただきたいというのは、質の問題も含めてです。経費の問題だけできくと、どうしたってセンター式しか頭に入らなくなるけれども、実際に今後子供たちにどういうことがやはり子供にとって一番いいのは何かということをしつかりと考えていただきたい。新たな事業をするときは最低5つは案を持つようにというふうに言われていますよね。ですから、その1つでいいので自校方式は入れていただきたいと思います。

それから、学校図書館主任会議、来年度実施に向け検討するということがありますが、今年度まだ半年残っていますから、すぐにでも実施したらいかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） ただいまの白内議員のご質問ですが、連携会議ということでこれから学校図書館司書の担当、あと図書館の担当者との会議が控えております。あと、先日、先月の8月29日に校長会がありました。そのようなことを提案してみましたら、「やはり学校の司書教諭は通常の業務も持っていて、新たにそういった業務というとなかなか大変だ。まず

初めに学期ごとに開催してみたらどうか」というようなご提案もありました。そういったことも含めて、これから開催される町図書館と学校図書館の担当者会議の連携会議の中で、そういったことと、あと来年4月以降、学校図書館司書を町の図書館のほうに所属させるということも含めて、総合的に検討しながら進めていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 連携会議はどのくらいの頻度で開催する予定ですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 連携会議はこれから2回ぐらい、いわゆる最低2回、今度の会議と次は新年度に向けての体制づくりをしていかななくてはならないと思えます。必要に応じてはまた回数がふえるかと思えますが、今のところは2回ぐらいを予定しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 各学校の担当者が連携し支え合うことでできることってたくさんあるんですよね。例えば、図書の選定にしたってそうです。お互いに情報交換をして、それでいいものを選んでいくということができると思えます。たった一人で悩んでいる人もいるので、やはりそこは大変でも出られる時間帯にやはり会議を絞ってやっていただきたいと思えます。これは要望しておきます。

それから、担当課は学校図書館についてどれくらい勉強なさっているのか。やはりそこがしっかりしていないと、各学校への支援というのは難しいと思うんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 図書館のほうでは昨年からは連携会議、答弁のほうで申したとおり、それぞれ町の図書館でできる支援体制、あるいは学校側で抱えている問題とか、そういったものについて情報交換をして、逐次その必要に応じてアドバイスとかできる分については、あるいは専門家につなげる。そういったことをこれまでやってきましたので、そういったことも含めながら進めてまいりたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ぜひ、町図書館だけでなく、担当課のほうでも勉強していただいて、それで学校図書館のベテランの司書を招いての研修会を開催していただきたいと思えます。それでかなりレベルが上がると思えますので。いかがでしょう。

○議長（加藤克明君） 答弁ですか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） そのようなことも含めて検討してまいりますので。

以上です。

○議長（加藤克明君） これにて15番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時21分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年9月3日

議 長

署名議員 番

署名議員 番